

第2期

佐野市子ども・  
子育て支援  
事業計画

令和2年3月  
佐野市



---

## はじめに

---

本県の合計特殊出生率は、平成 29 年度で 1.43 となっており、全国的な平均を下回る中、本市におきましても、1.38 と平均を下回る状況となっています。

本市では、平成 19 年に「こどもの街宣言」を行うとともに、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」に基づき「佐野市子ども・子育て支援事業計画（以下「第 1 期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してまいりました。



また、本市では、平成 27 年 12 月に「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、結婚・妊娠・出産に関する取組や安心して子どもを育てられる環境整備を推進しております。

しかし、近年では、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景として、子育てに不安を抱える保護者の増加や女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等の子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

こうした流れを踏まえ、第 1 期計画を見直すとともに、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第 2 期佐野市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定いたしました。

本計画の策定にあたり、「佐野市子ども・子育て会議」でご意見をいただきました委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力をいただいた多くの市民の皆様に心からお礼申し上げますとともに、本市の将来を担う児童の健全育成に、引き続きご協力をお願いいたします。

令和 2 年 3 月

佐野市長 岡 部 正 英

## こどもの街宣言

あすの佐野市を担い支えるすべてのこどもの素晴らしい未来のために、親が、家庭が、学校が、地域社会が、こどもを大切に育て、見守り続けるこどもの街を宣言します。

こどもは、人間として尊重される。

こどもは、よい環境で育てられる。

こどもは、自由に意見をいい、社会に参加する。

- 1 すべてのこどもは、<sup>いのち</sup>生命を大切にする優しいまなざしに包まれ、すこやかに育てられる。
- 2 すべてのこどもは、真心あることばと愛情の中で、夢と希望をもち続けられるように育てられる。
- 3 すべてのこどもは、安全と安心を願う地域社会のきずなの中で、のびのびと育てられる。
- 4 すべてのこどもは、豊かな自然と街が調和した美しい環境の中で、清らかな心がみががかれ育てられる。
- 5 すべてのこどもは、遊びや生活の中で歴史と伝統を学び、おたがいの文化を理解する心が育てられる。
- 6 すべてのこどもは、ふるさとを支え、喜びを分かち合える大人になるように育てられる。

平成19年3月22日告示

## 目 次

### 第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3

### 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

1	人口と世帯の状況	4
2	婚姻・出産等の状況	7
3	就業の状況	11
4	ニーズ調査の概要及び結果	13
5	第1期計画の実施状況	25
6	子ども・子育てに関する方向性	26

### 第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	27
2	基本目標	28

### 第4章 子ども・子育て支援施策の取組

基本目標 1	教育・保育の量的拡大と質の確保	32
基本目標 2	地域子ども・子育て支援事業の充実	37

## 第5章 次世代育成支援施策の取組

基本目標1	子どもが心身ともに健やかに育つための支援	52
基本目標2	親子のこころとからだの健康の確保と増進	66
基本目標3	子どもの個性と創造性を育む環境整備	73
基本目標4	子どもにやさしい安全・安心なまちづくり	83
基本目標5	子どもの人権擁護の推進	87

## 第6章 計画の推進

1	計画の推進体制	89
2	計画の進捗管理	89

## 資料編

1	策定経過	90
2	佐野市子ども・子育て会議条例	91
3	佐野市子ども・子育て会議委員名簿	93
4	佐野市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置要綱	94

---

# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 1 計画策定の背景

近年、我が国においては、急激な少子化等を背景として、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、大きく、日々変化し続けています。

このような状況の中、国や地域を挙げて、「社会全体で子ども・子育てを支援する」という新しい支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

これらの法律に基づき、国では、平成27年4月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の3つを柱とする「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本市では、新制度に基づく「佐野市子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、地域の実情に応じた教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が効率的かつ効果的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

また、本市では、子育てしやすい環境づくりに向けて、「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「佐野市コンパクトシティ構想」において、結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるための取組や、都市機能や居住機能を拠点等へ集約を図る取組を推進しています。

しかし、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育てに不安を抱える保護者の増加、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑化しています。

全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の早期着手や幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となってさらなる子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、第1期計画を見直すとともに、本市のさらなる子育て環境の向上、発展に向けて、「第2期佐野市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

## 2 計画の位置付け

### (1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

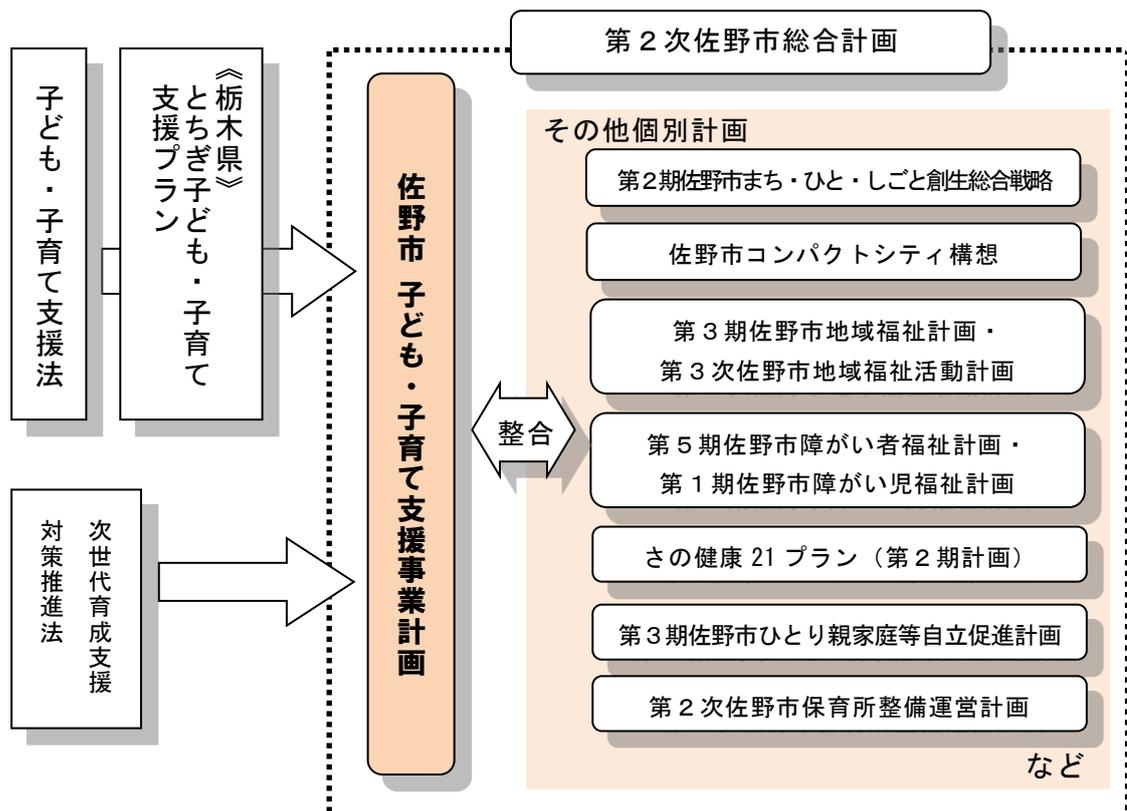
### (2) 次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定された「佐野市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の内容を引き継ぎ、市が取り組むべき子育て支援の基本目標や方向性を定めるものです。

### (3) 第2次佐野市総合計画を上位計画とする市の子ども・子育て支援事業計画

本計画は、「第2次佐野市総合計画」を最上位計画とし、本市の子ども・子育てに関する総合的な計画として位置付けます。また、計画の推進にあたっては、「第2期佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「佐野市コンパクトシティ構想」、「第3期佐野市地域福祉計画・第3次佐野市地域福祉活動計画」、「第5期佐野市障がい者福祉計画・第1期佐野市障がい児福祉計画」、「さの健康21プラン（第2期計画）」、「第3期佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」、「第2次佐野市保育所整備運営計画」などの計画との整合を図ります。

#### ■計画の位置付け



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画					第2期計画				

ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 4 計画の策定体制

本計画は、保護者などへのニーズ調査等を基に、子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、子ども・子育て支援法第77条に規定する「佐野市子ども・子育て会議」による審議を行い、策定しました。

#### (1) 佐野市子ども・子育て会議の実施

「佐野市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、保護者、子ども・子育て支援事業者、識見者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

#### (2) 佐野市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会の実施

計画の策定にあたっては、計画策定庁内検討委員会を設置し、全庁横断的に子育て支援の取組について審議しました。

#### (3) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的とした、ニーズ調査を平成31年2月に実施しました。

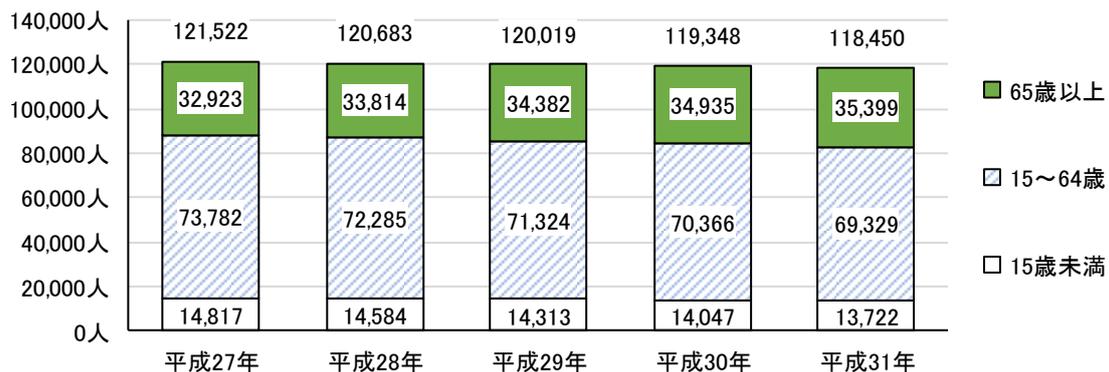
## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 人口と世帯の状況

#### (1) 総人口及び年齢3区分別人口

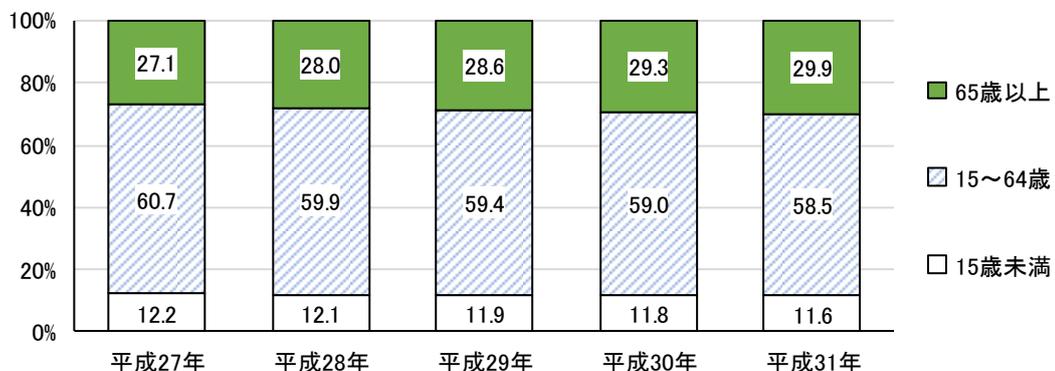
本市の人口は、平成31年4月1日現在、118,450人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で3,072人の減少となっています。年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

#### ■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



住民基本台帳(各年4月1日現在)より作成

#### ■ 年齢3区分人口構成比の推移

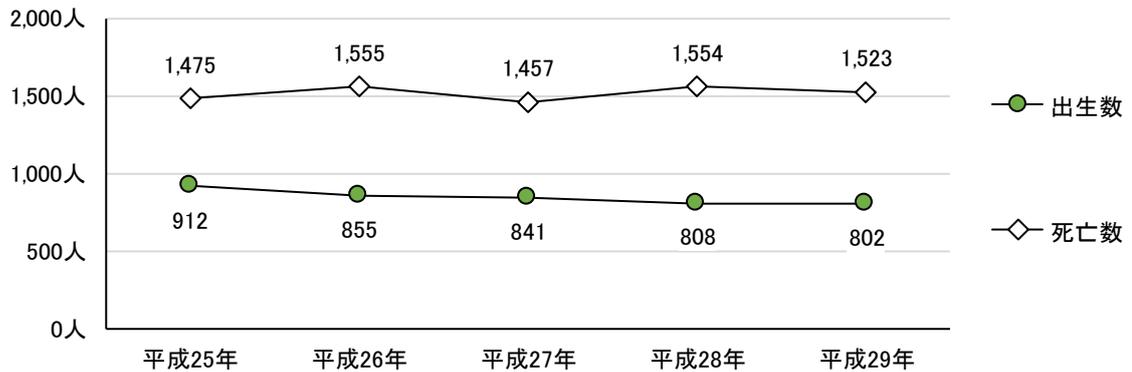


住民基本台帳(各年4月1日現在)より作成

## (2) 自然動態

本市の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回り、人口減少傾向にあります。

### ■ 出生数及び死亡数の推移

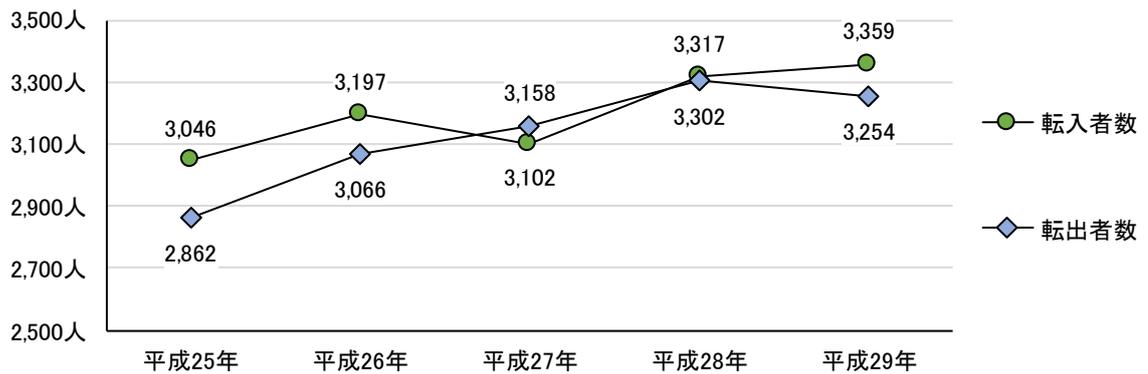


栃木県保健統計年報より作成

## (3) 社会動態

本市の転入者数及び転出者数の推移をみると、平成25年度以降、転入者数が転出者数を上回っており、人口は増加傾向にあります。

### ■ 転入者数及び転出者数の推移



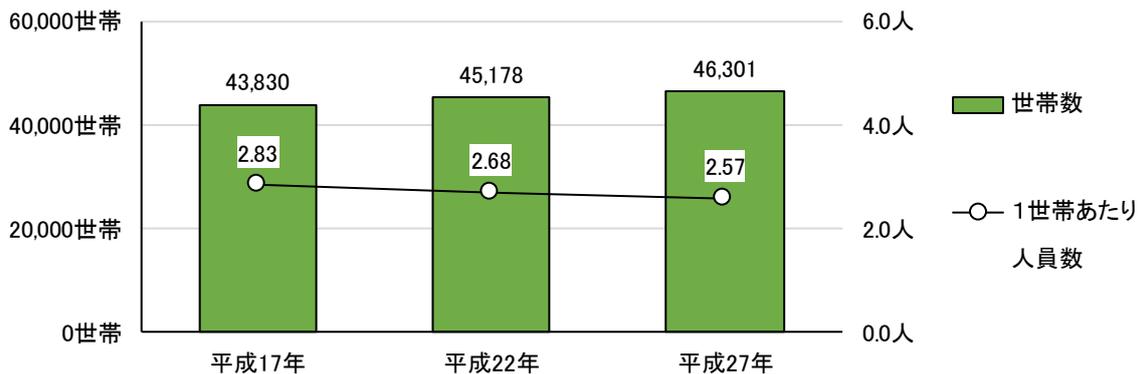
住民基本台帳年報より作成

#### (4) 世帯数

本市の世帯数は、年々増加しており、平成27年には46,000世帯を超えています。

一方、1世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



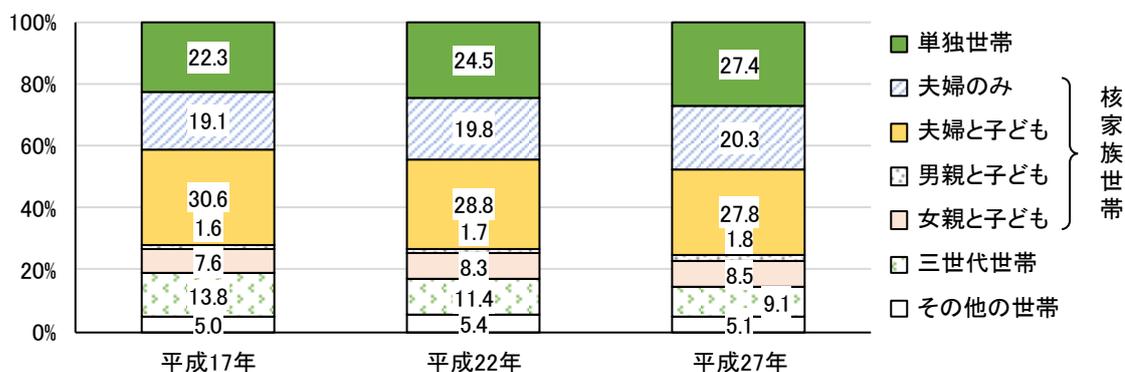
国勢調査より作成

#### (5) 世帯類型

本市の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯（夫婦のみ、男親と子ども、女親と子ども）が年々増加しています。平成27年では、単独世帯は27.4%、夫婦のみの世帯（核家族世帯）は20.3%となっており、合わせると50%近くになっています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯が減少し、夫婦のみの世帯やひとり親と子どもの世帯が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移



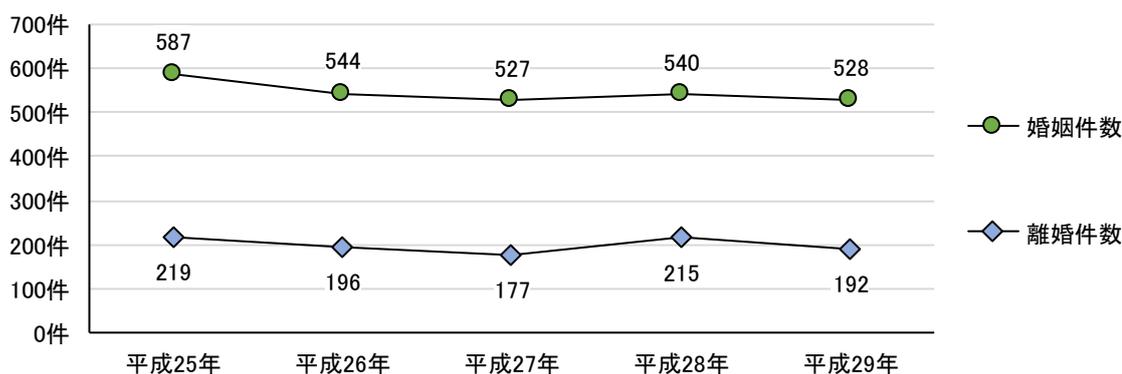
国勢調査より作成

## 2 婚姻・出産等の状況

### (1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は平成25年以降減少しており、平成29年では528件となっています。また、離婚件数は、平成29年では192件となっています。

#### ■ 婚姻件数・離婚件数の推移

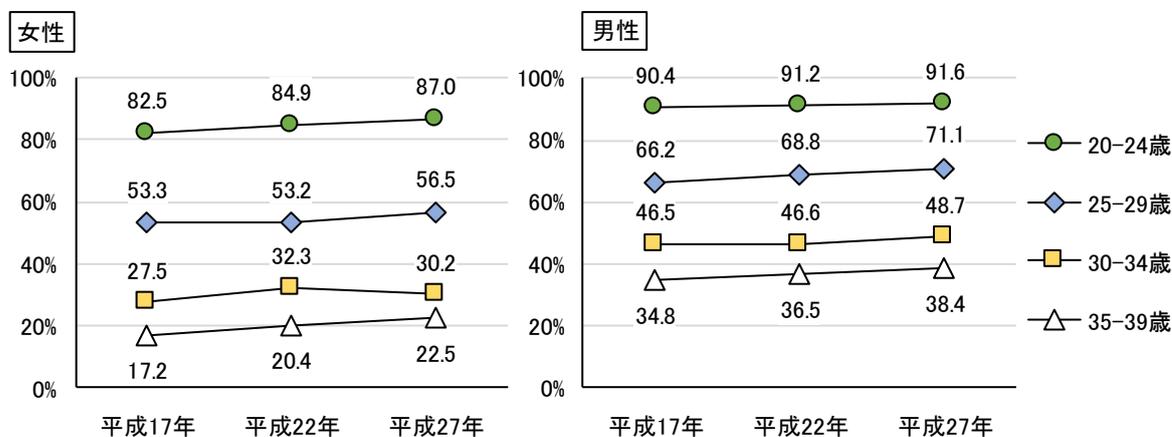


栃木県保健統計年報より作成

### (2) 未婚率

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。男女ともに、未婚率はやや増加傾向にあることがうかがえます。

#### ■ 未婚率の推移



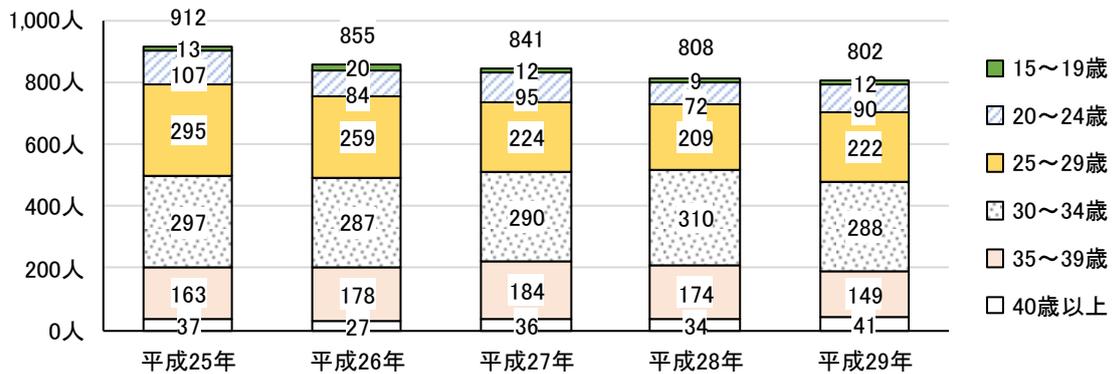
国勢調査より作成

### (3) 母親の年齢別出生数

本市の出生数は、年々減少しており、平成29年は802人となっています。

また、母親の年齢別出生数をみると、30～34歳の出生数が最も多くなっています。

■ 母親の年齢別出生数の推移

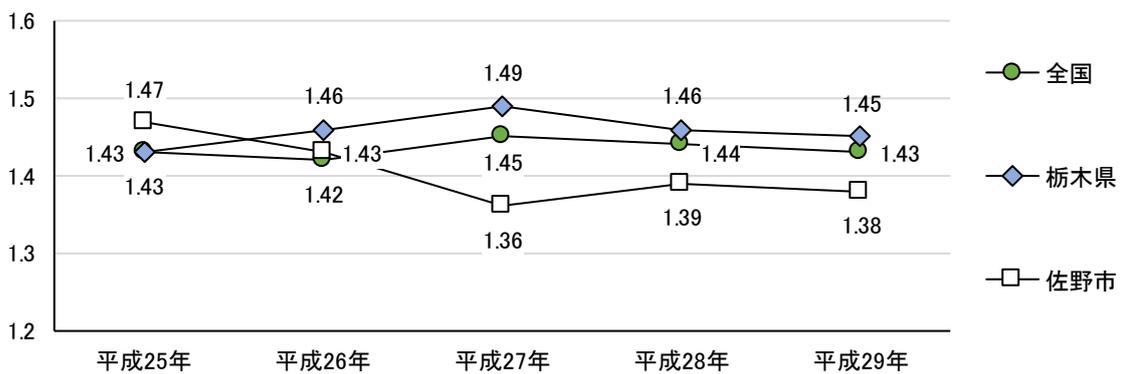


栃木県保健統計年報より作成

### (4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率<sup>※1</sup>は、平成29年で1.38となっており、全国及び栃木県の数値を下回っています。

■ 合計特殊出生率の推移



栃木県保健統計年報より作成

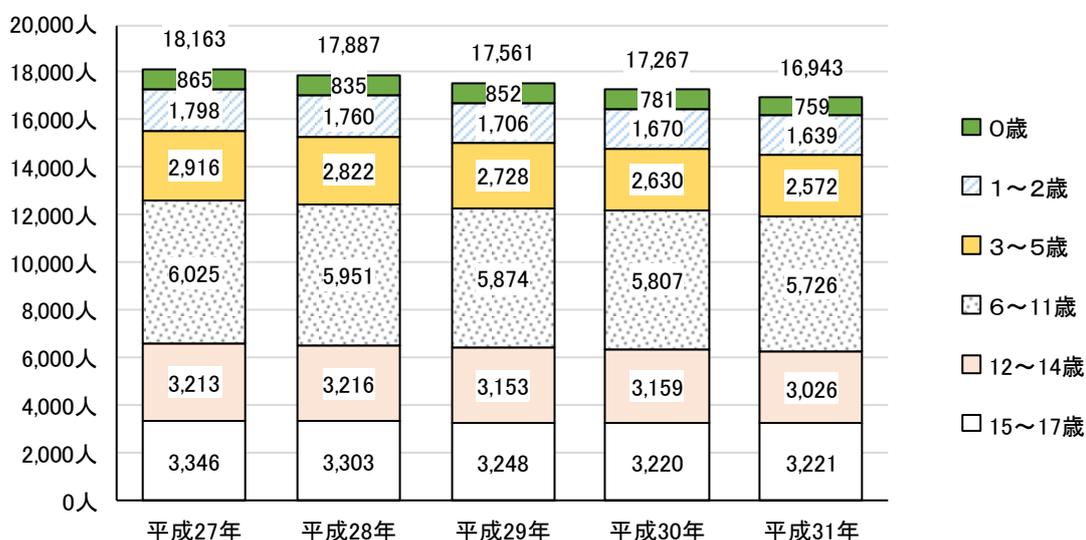
※<sup>1</sup> 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子の平均数。

## (5) 児童数

本市の18歳未満の児童数は、平成31年4月1日現在で16,943人となっています。このうち、0～5歳の就学前児童数は4,970人、6～11歳の小学生児童数は5,726人、12～14歳の中学生児童数は3,026人、15～17歳の児童数は3,221人となっています。

平成27年から平成31年までの5年間の推移をみると、全体的に減少傾向となっています。

### ■児童数の推移



住民基本台帳(各年4月1日現在)より作成

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	865	835	852	781	759
1～2歳	1,798	1,760	1,706	1,670	1,639
3～5歳	2,916	2,822	2,728	2,630	2,572
6～11歳	6,025	5,951	5,874	5,807	5,726
12～14歳	3,213	3,216	3,153	3,159	3,026
15～17歳	3,346	3,303	3,248	3,220	3,221
合計	18,163	17,887	17,561	17,267	16,943

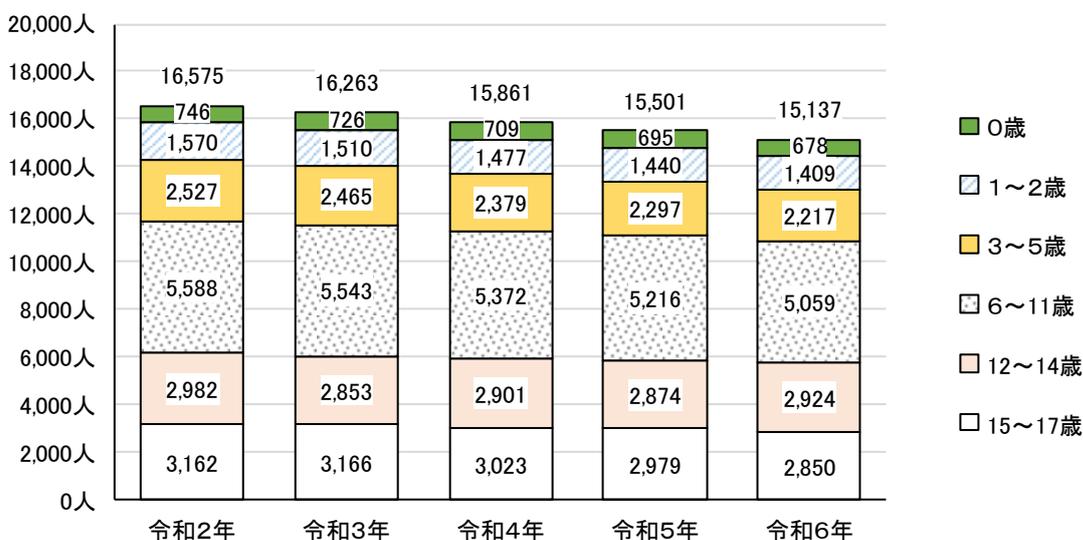
住民基本台帳(各年4月1日現在)より作成

## (6) 推計児童数

本計画の対象となる児童の見込みについては、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法※<sup>2</sup>により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

0歳から17歳の児童数は、いずれの年齢も減少することが予測され、令和2年の16,575人から令和6年には15,137人となり、1,438人の減少が見込まれます。

### ■ 推計児童数の推移



住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	746	726	709	695	678
1~2歳	1,570	1,510	1,477	1,440	1,409
3~5歳	2,527	2,465	2,379	2,297	2,217
6~11歳	5,588	5,543	5,372	5,216	5,059
12~14歳	2,982	2,853	2,901	2,874	2,924
15~17歳	3,162	3,166	3,023	2,979	2,850
合計	16,575	16,263	15,861	15,501	15,137

住民基本台帳(各年4月1日現在)による推計

上記の推計児童数は、「子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）」を算定するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、住民基本台帳人口の過去4年分の変化率を平均値とするコーホート変化率法により推計した。（直近のデータを基に作成しており、他の計画で使用される人口推計値と異なる場合がある。）

※<sup>2</sup> コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

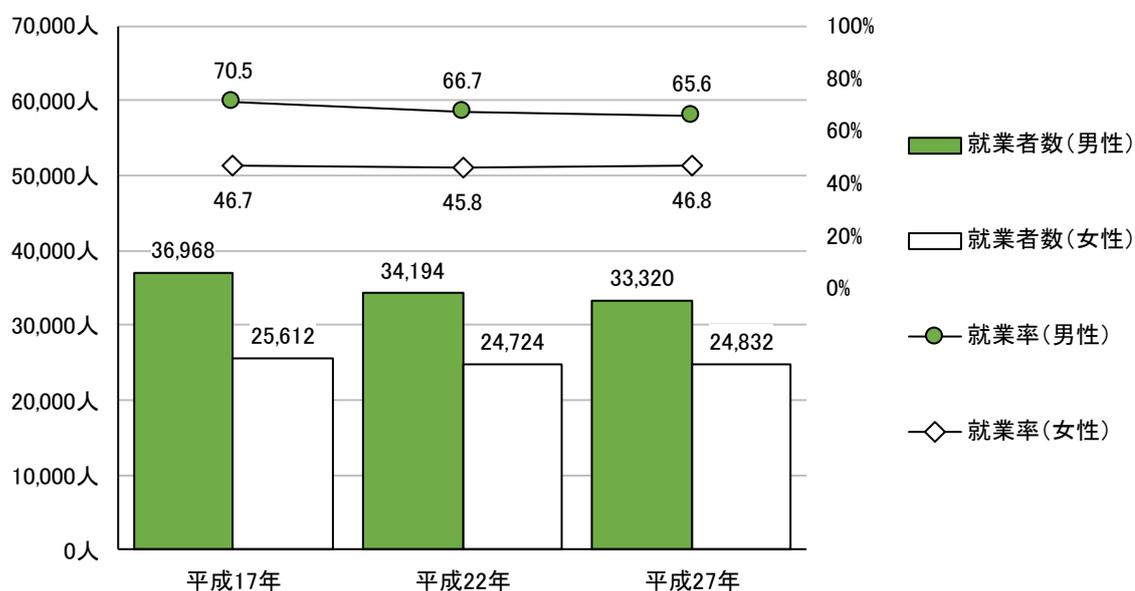
### 3 就業の状況

#### (1) 就業者数

本市の就業者数は、男性は年々減少していますが、女性は平成 22 年から平成 27 年にかけてやや増加し、平成 27 年では 24,832 人となっています。

同様に、就業率も男性は年々低下していますが、女性は平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇し、平成 27 年では 46.8%となっています。

#### ■就業者数の推移



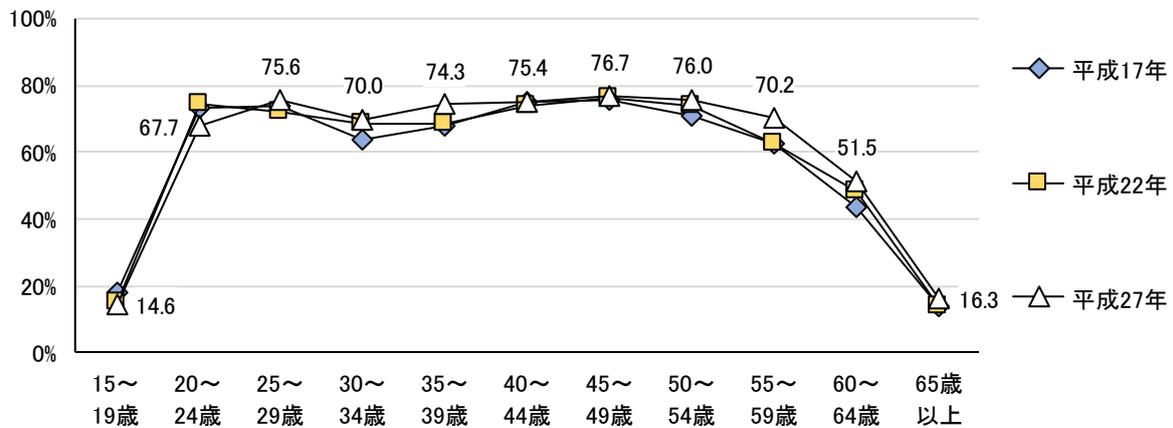
国勢調査より作成

## (2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は、男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

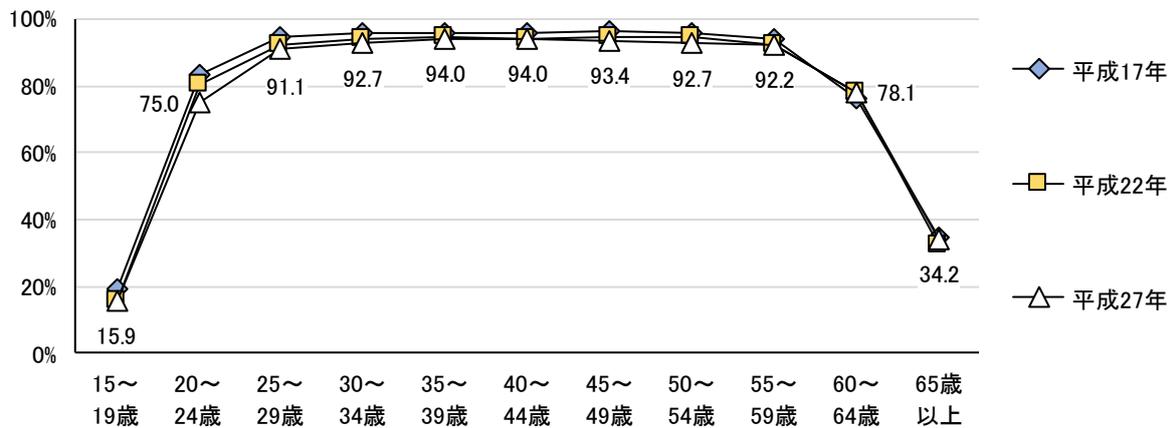
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、以前は20～24歳をピークに減少し、更に40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示していましたが、30代前後において、年々労働力率は増加しており、年齢別による差は小さくなっていることがうかがえます。

### ■女性の年齢別労働力率



国勢調査より作成

### ■男性の年齢別労働力率



国勢調査より作成

## 4 ニーズ調査の概要及び結果

### (1) 調査の目的

本調査は、より一層の子育て支援施策の充実に向けて策定する本計画の資料とするため、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況及び意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

### (2) 調査方法等

#### ●調査対象

就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者を対象に、それぞれ、就学前児童調査票・小学生児童保護者調査票の2種類を作成し、調査を行いました。

#### ●調査期間

平成31年2月7日から平成31年2月21日までの期間で調査を実施しました。

#### ●配付・回収方法

##### ①就学前児童保護者調査票

児童が保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業所に就園している場合は、各所を通じて配付・回収を行いました。また、未就園児の場合は、郵送により配付・回収を行いました。

##### ②小学生児童保護者調査票

所属している小学校を通じて、配付・回収を行いました。

### (3) 回収状況

#### ①就学前児童保護者調査票

対象者	配付数	回収数	回収率
就園児童の保護者	2,957部	2,553部	86.3%
未就園児の保護者	1,142部	535部	46.8%
合計	4,099部	3,088部	75.3%

#### ②小学生児童保護者調査票

配付数	回収数	回収率
2,898部	2,332部	80.5%

#### (4) ニーズ調査結果

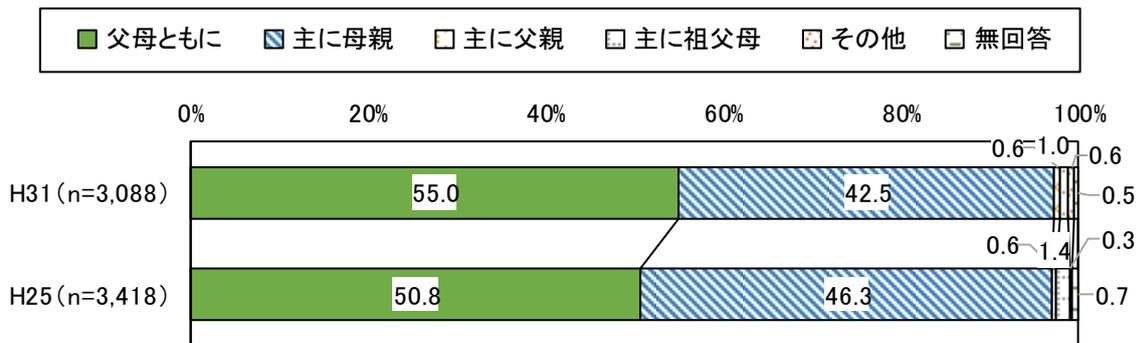
※前回調査との比較では、平成 25 年に実施した調査結果を参考資料としています。

##### ①子どもをみてもらえる親族などの支援や気軽に相談できる人について

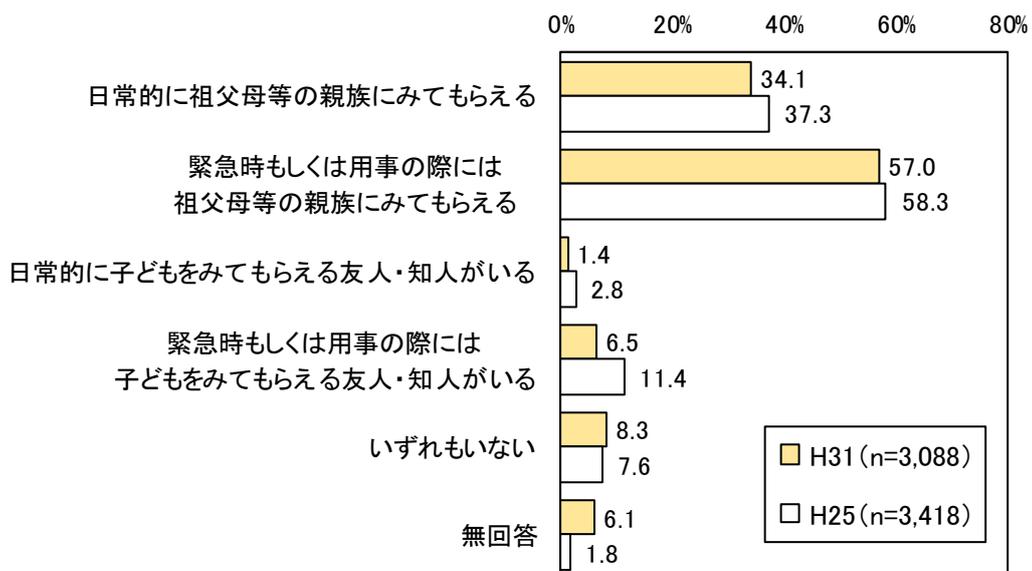
主に子育てをしている人は、「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっています。前回調査と比べて「父母ともに」が増加しています。

子どもをみてもらえる親族・友人・知人の有無は、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、「いずれもない」となっています。

##### ■主に子育てをしている人（就学前児童保護者調査）



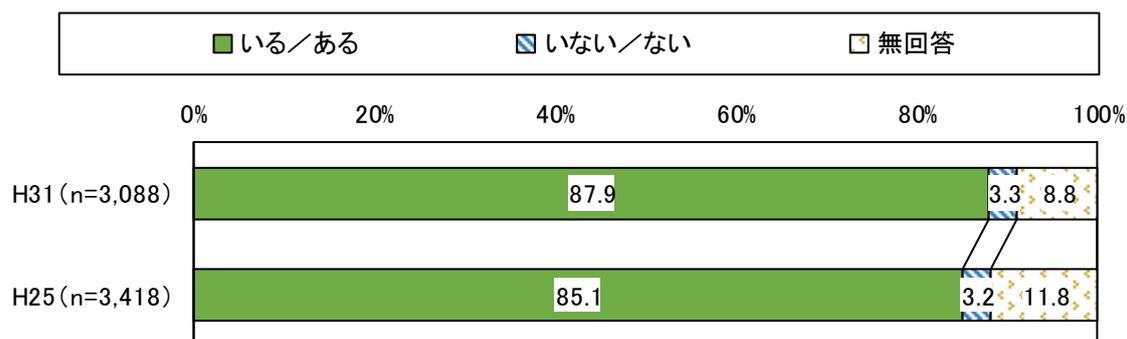
##### ■子どもをみてもらえる親族、友人・知人の有無（就学前児童保護者調査）



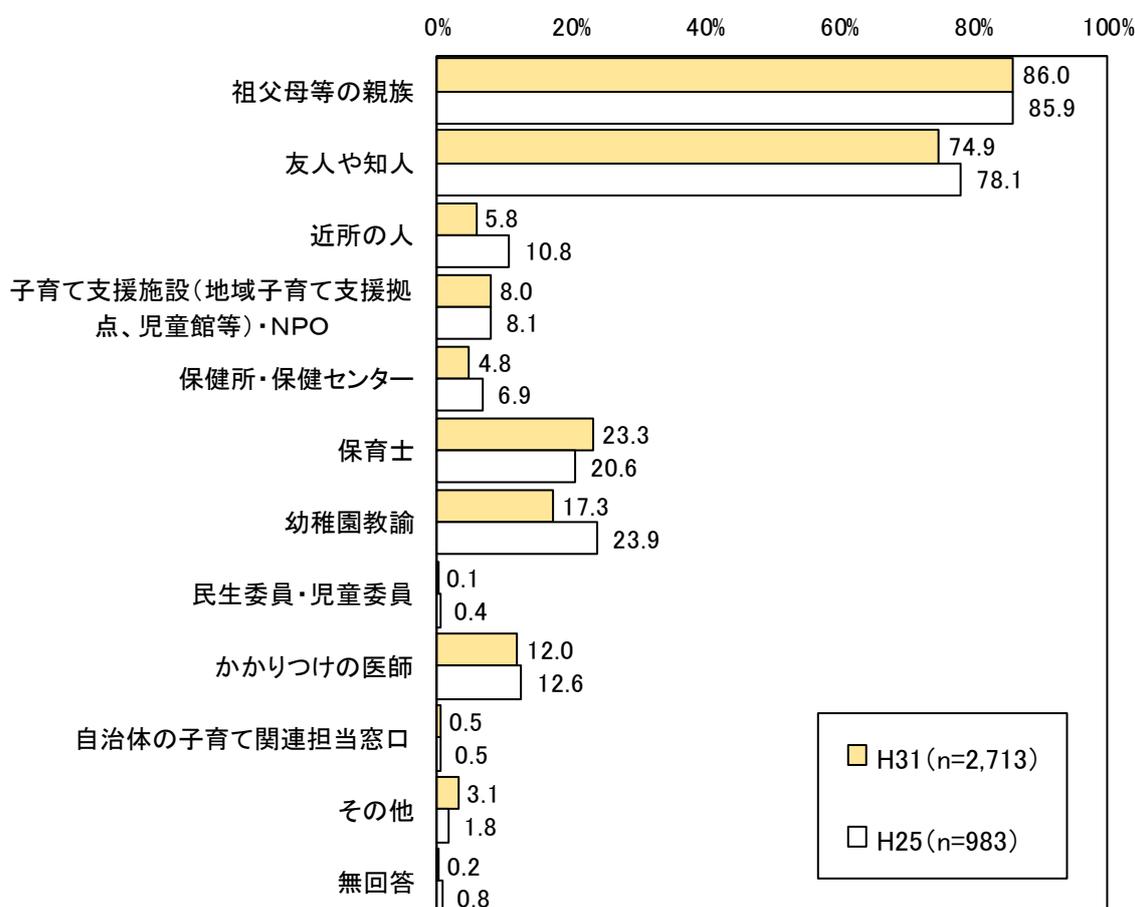
子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所は「いる/ある」と回答した人の割合が前回調査に比べて増加しています。

気軽に相談できる人・場所は、「祖父母等の親族」が最も多く、次いで「友人や知人」、「保育士」、「幼稚園教諭」、「かかりつけの医師」となっています。

■気軽に相談できる人・場所の有無（就学前児童保護者調査）



■気軽に相談できる人・場所の有無（就学前児童保護者調査）

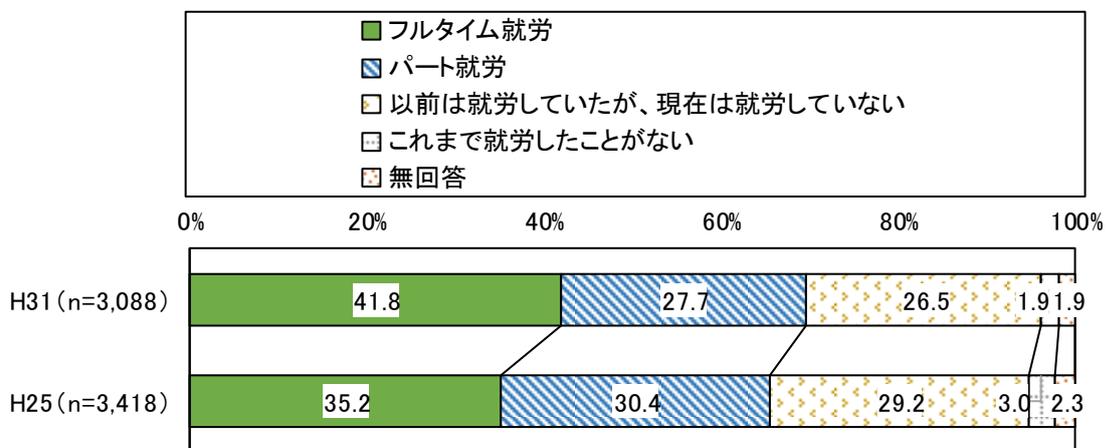


## ②保護者の就労状況について

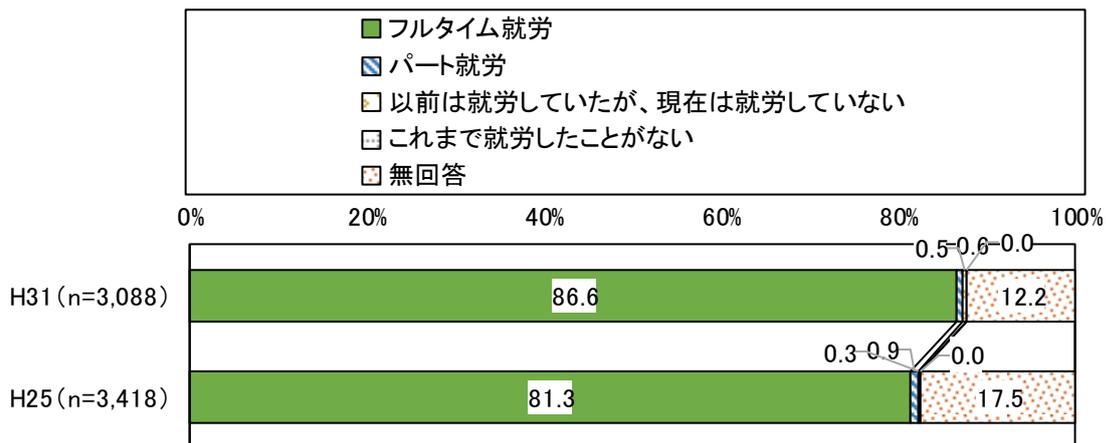
保護者の就労状況については、父親はフルタイム、母親はフルタイムやパート・アルバイトで就労している割合が、前回の調査時よりも増加しています。就労に対する意欲が高く、育児をしながら就労を継続したという家庭が増加していることがうかがえます。

また、現在は就労していないものの、近い将来に就労したいと考えている母親も増加しています。

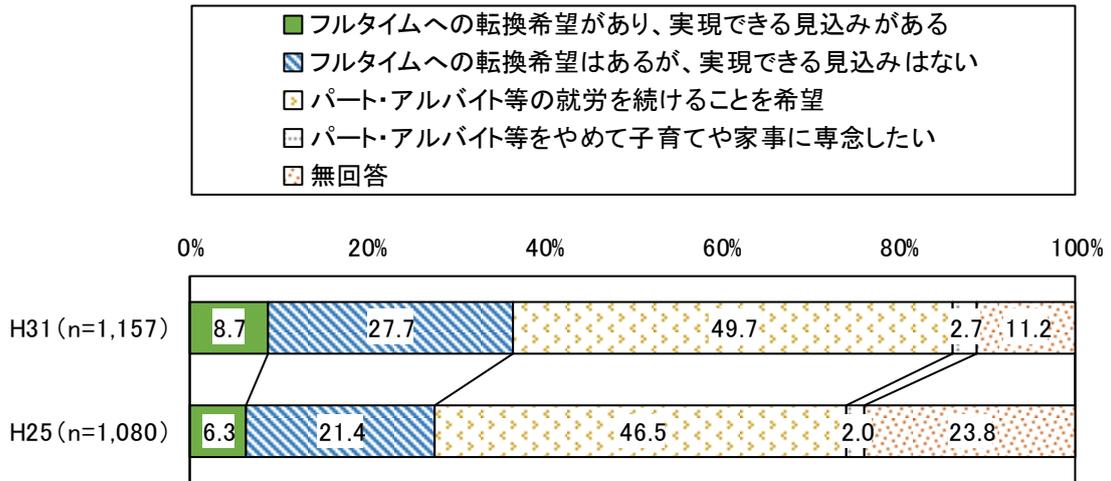
### ■母親の就労状況（就学前児童保護者調査）



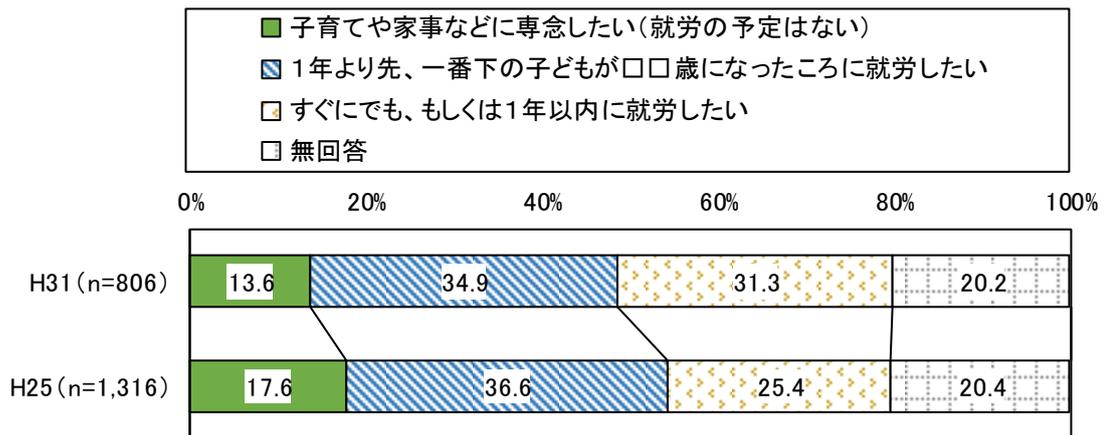
### ■父親の就労状況（就学前児童保護者調査）



■パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望（就学前児童保護者調査）



■現在就労していない母親の就労希望（就学前児童保護者調査）



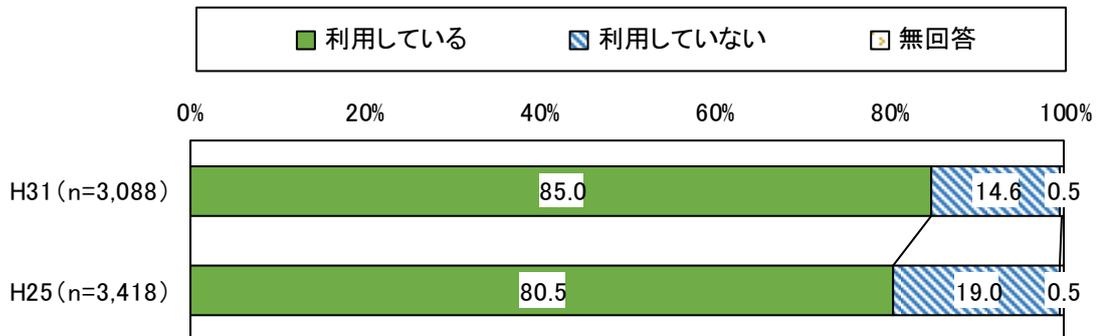
### ③ 保育所や幼稚園等の施設・サービスの利用状況と利用希望について

就学前児童保護者については、両親ともに就労している家庭が多い状況を反映し、現在利用している保育所や幼稚園等の施設サービスと今後定期的に利用したい施設・サービスはともに「保育所」、「認定こども園」が多い状況にあります。

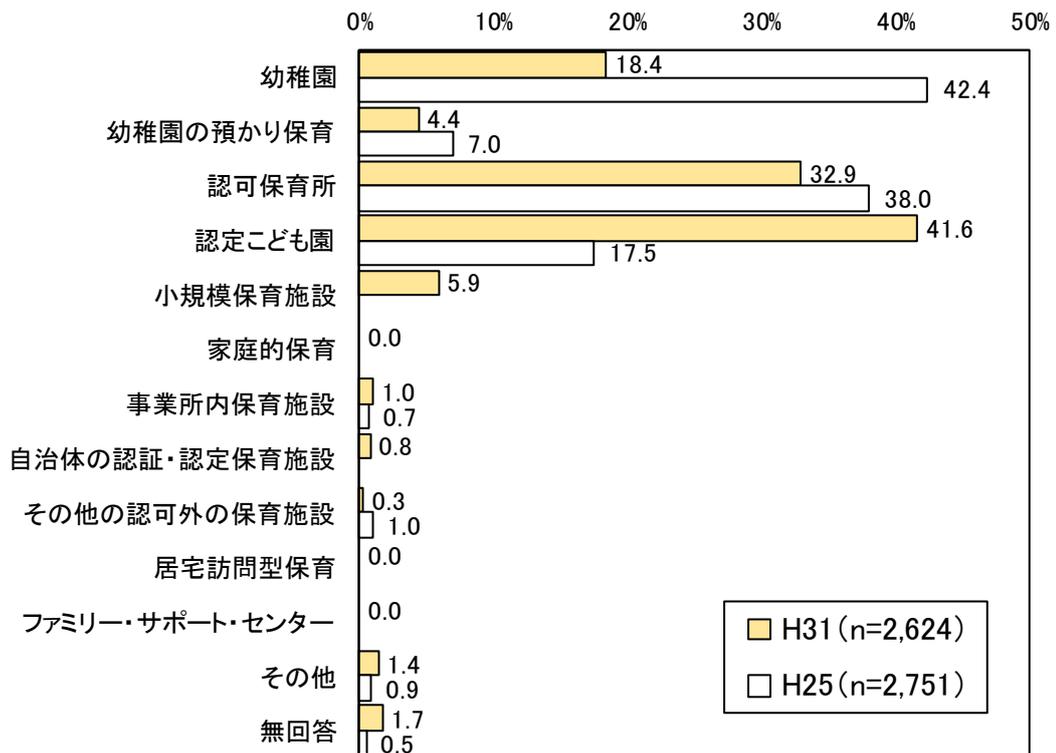
また、その他のサービスについては、幼稚園型預かり保育や病児・病後児保育への利用希望が多いことがうかがえます。

全国的な傾向と同じく当地域においても核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加等により、今後も施設やサービスの利用状況は伸びていくことが考えられます。将来の需要を見極めつつ、安心して利用できる子育て環境の構築が求められています。

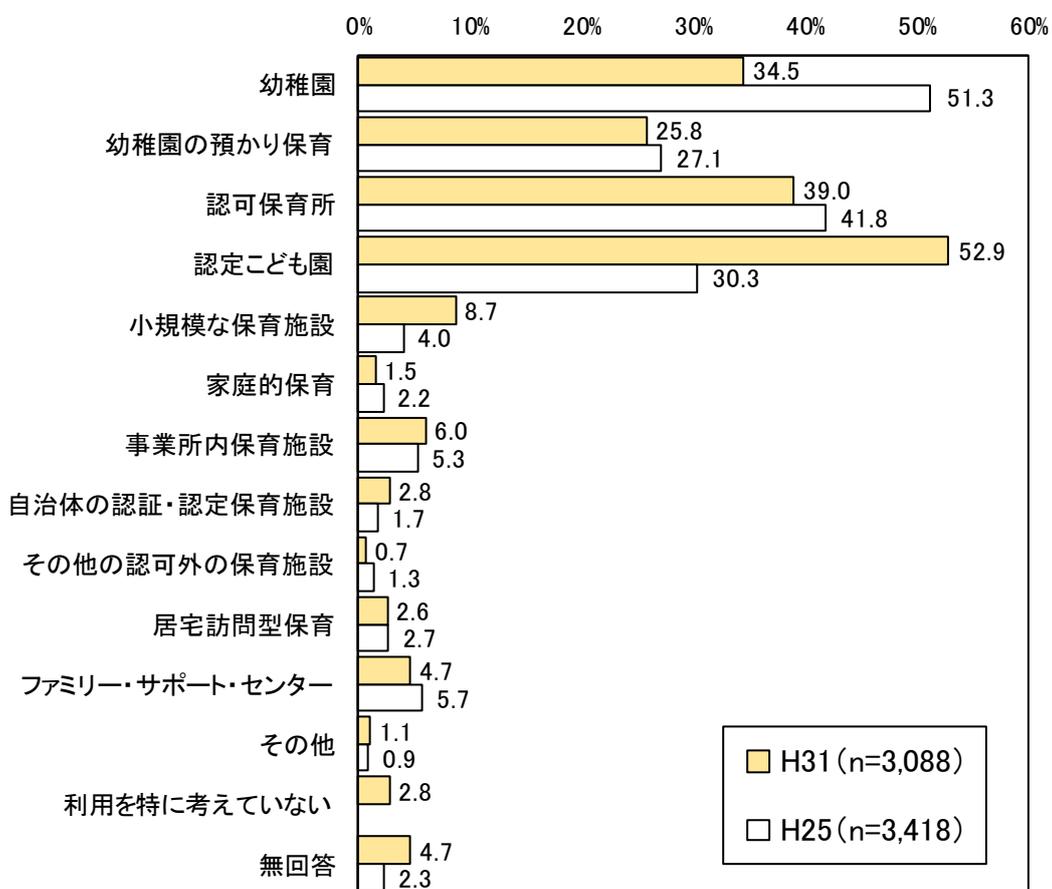
#### ■ 保育所や幼稚園等の施設・サービスの利用状況（就学前児童保護者調査）



#### ■ 現在利用している保育所や幼稚園等の施設・サービス（就学前児童保護者調査）



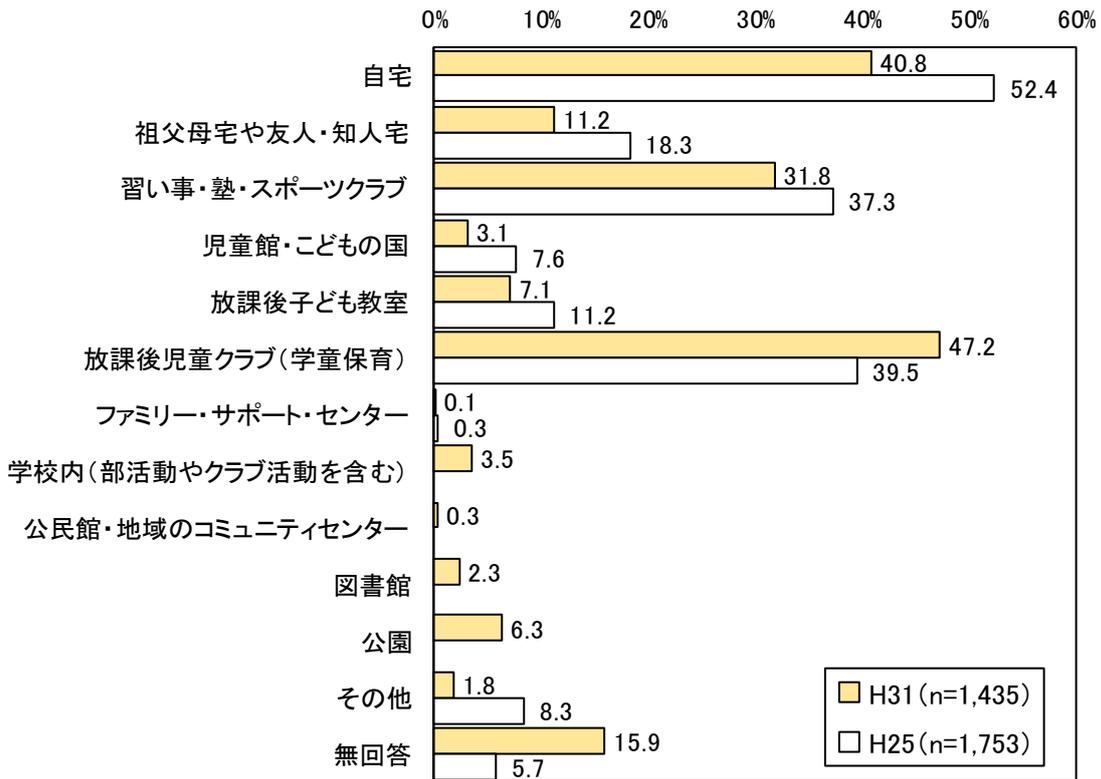
■今後も定期的に利用したい、もしくは新たに利用したい施設・サービス  
 (就学前児童保護者調査)



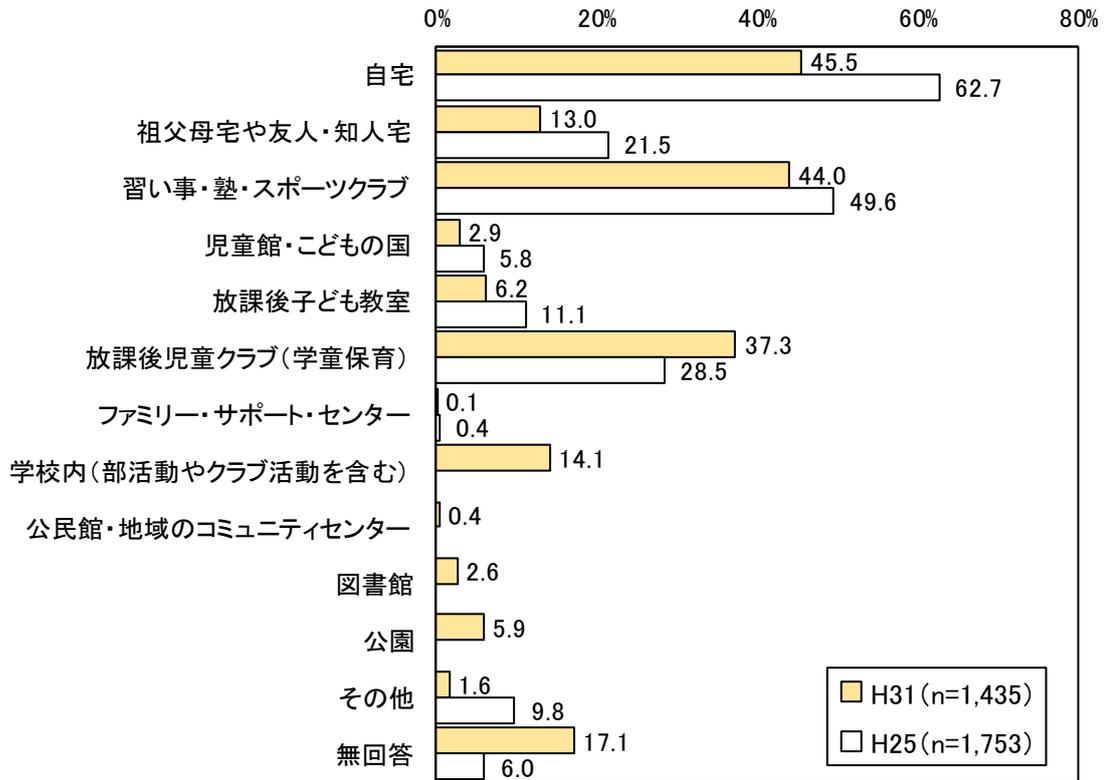
#### ④放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方の現状や利用意向については、就学前児童保護者と小学生児童保護者ともに、「自宅」、「放課後児童クラブ（学童保育）」、「習い事・塾・スポーツクラブ」が多い状況です。特に「放課後児童クラブ（学童保育）」については、保護者の就労状況の変化もあり前回調査に比べて割合が多くなっています。

■低学年時（１～３年生）に子どもを放課後過ごさせたい場所（就学前児童保護者調査）

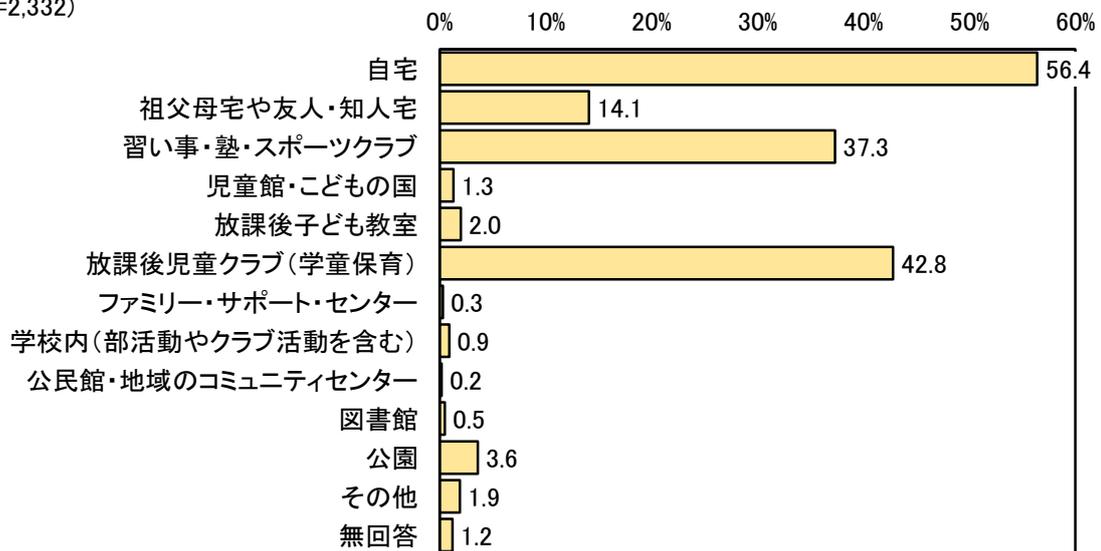


■ 高学年（4～6年生）になった場合に子どもを放課後過ごさせたい場所（就学前児童保護者調査）



■ 現在の放課後過ごし方（小学生児童保護者調査）

(n=2,332)

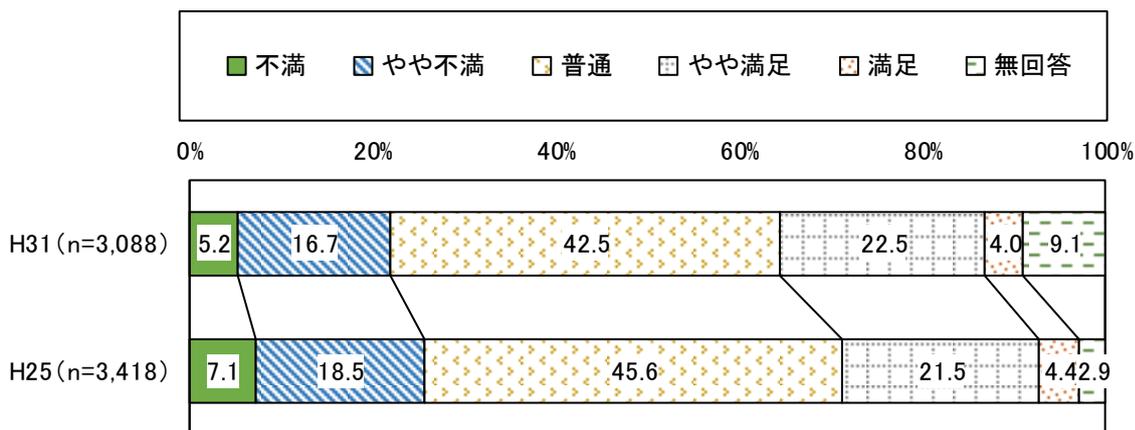


### ⑤子育て支援全般について

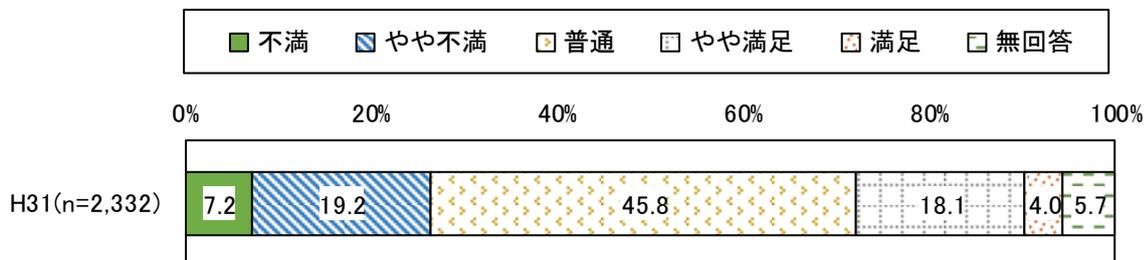
佐野市における子育て環境や支援の満足度については前回調査に比べて、「満足」と回答した人の割合が、若干ですが多くなっています。

期待する子育て支援について、就学前児童保護者では、子育て環境充実のために必要な支援策として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く、次いで「保育園・幼稚園や認定こども園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」、「親子で楽しめるイベントを開催してほしい」となっています。また、小学生保護者では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く、次いで「保育園・幼稚園や認定こども園、学校などにかかる出費負担を軽減してほしい」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」となっています。

#### ■子育ての環境や支援への満足度（就学前児童保護者調査）

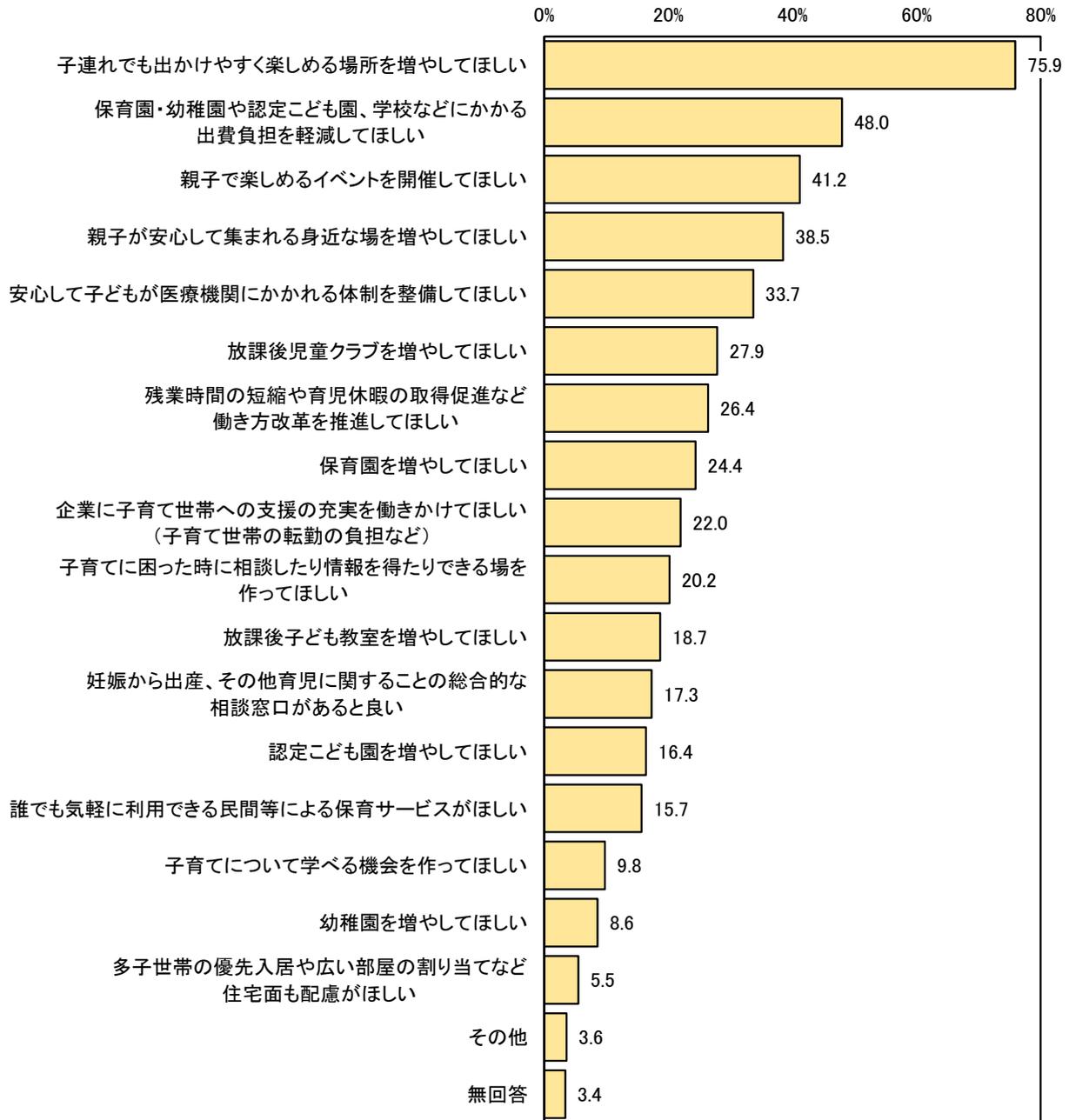


#### ■子育ての環境や支援への満足度（小学生児童保護者調査）



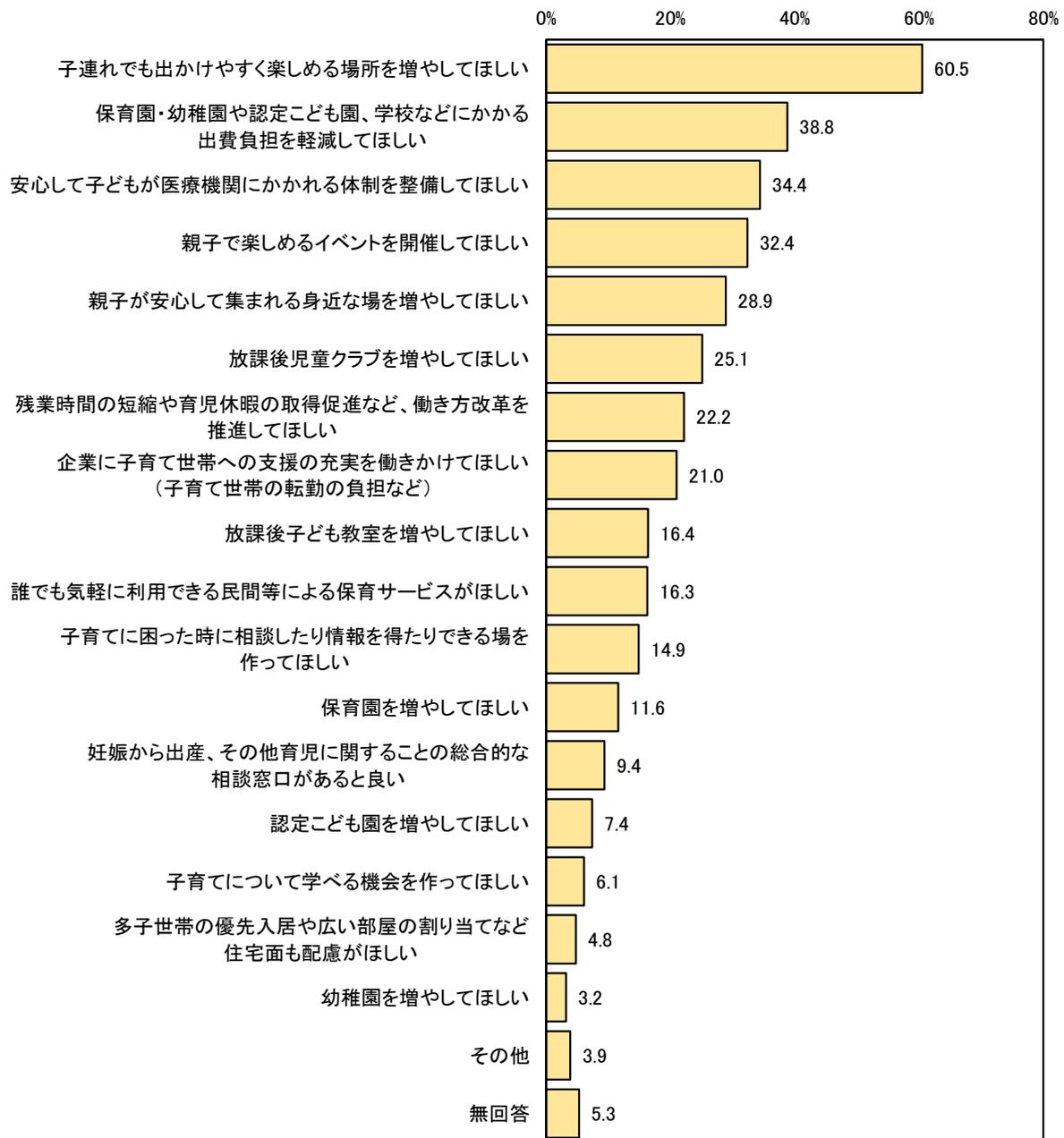
■今後重要だと思う子育て支援（就学前児童保護者調査）

(n=3,088)



■今後重要だと思う子育て支援（小学生児童保護者調査）

(n=2,332)



## 5 第1期計画の実施状況

第1期計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

### ○教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況

○教育・保育施設の利用者数		単位	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込
1	教育（3～5歳児）	人	1,648	1,550	1,636	1,508	1,478
	確認を受けない幼稚園	人	952	873	753	402	392
	1号認定	人	696	677	883	1,106	1,086
	保育 2号認定（3～5歳児）	人	1,196	1,175	1,197	1,186	1,312
	保育 3号認定（0～2歳児）	人	764	774	848	958	965
	0歳	人	170	175	202	211	202
	1・2歳	人	594	599	646	747	763
○地域子ども・子育て支援事業		単位	平成27年度実績	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度見込
1	利用者支援事業	箇所	0	0	0	1	1
2	時間外保育事業	人	245	296	327	307	356
3	放課後児童健全育成事業	人	1,165	1,439	1,620	1,626	1,651
	低学年（1～3年生）	人	1,001	1,142	1,203	1,213	1,195
	高学年（4～6年生）	人	164	297	417	413	456
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	人日	18	17	0	0	73
5	乳児家庭全戸訪問事業	件	866	851	810	754	750
6	地域子育て支援拠点事業	人回	31,755	30,124	31,310	36,459	29,664
7	一時預かり事業	人日	59,155	62,457	67,271	69,496	71,123
	幼稚園在園児対象	人日	56,432	60,069	64,551	66,663	68,760
	上記以外	人日	2,723	2,388	2,720	2,833	2,363
8	病児保育事業	人日	424	662	760	892	662
9	ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	人日	81	44	41	32	32
10	妊婦健康診査	人回	9,988	10,087	9,295	9,161	9,450
11	養育支援訪問事業	人回	-	70	128	147	320

## 6 子ども・子育てに関する方向性

### (1) 教育・保育の安定的な提供の必要性

核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加等により、今後も施設やサービスの利用意識が高まることが考えられます。そのため、今後の子どもの増減や保育ニーズを踏まえた適正な定員の設定と利用調整が必要となります。

### (2) 放課後の子どもの居場所づくりの必要性

放課後児童クラブについては、国の「新・放課後子ども総合プラン」で、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿整備を図ること等が定められており、近年の女性就業率の上昇等により、今後も引き続き利用意向が高まることが想定されます。また、子どもの成長とともに放課後の過ごし方が多様化している中で、子どもが安全・安心に過ごせる場や異年齢の子どもや地域の大人たちと交流する機会など、総合的な放課後児童対策としての放課後子ども教室が果たす役割は大きくなっています。

放課後の子どもの居場所づくりについては、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な推進が必要となります。

### (3) 働きながら安心して子育てできる環境づくりの必要性

女性の社会進出や共働き世帯の増加、核家族世帯の増加などに伴い、保育所や認定こども園等の利用ニーズは高まっています。こうしたなかで働きながら子育てできる環境を整えていくには、長期的視野に立って、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した社会の実現を目指すとともに、必要なときに必要な保育サービスを十分に利用できる体制を充実させる必要があります。

### (4) 地域が支える子育て支援の必要性

核家族化の進展や地域社会の変化により、妊娠期に不安や困りごとを抱え込んでしまう場合もあり、産前・産後うつ等の増加が社会問題となっています。

また、子どもの健やかな成長のためには、子どもと母親の健康の確保・増進が不可欠です。そのため、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない子育て支援体制として、各施策・事業の連携強化を図っていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの成長と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることを目指しています。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという考え方を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識のもと、子ども・子育て支援に関わる環境は社会全体で整備することが求められています。

このようなことから、第1期計画において、3つの基本視点を踏まえ、「佐野に住みたいと思うまちづくり、人づくり、豊かな子育てをはかろう」を基本理念として定め、計画を推進してきました。

本計画においても、この基本理念を継承したうえで、さらなる子育て環境の向上、発展に向けて、施策の実施とより一層の充実を目指します。

## 佐野に住みたいと思うまちづくり、 人づくり、豊かな子育てをはかろう

基本理念の実現にあたっては、次の基本視点を踏まえて取り組みます。

### 基本視点

1. 全ての子どもとその保護者が対象です。
2. 行政・市民・企業が協働します。
3. 一人ひとりの子育てに、暮らしやすさ、仕事のしやすさが関係します。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、国から提示されている基本指針等に沿って、以下の基本目標を設定します。また、教育・保育提供区域ごとの計画期間における「教育・保育の量の見込み」の設定や多様なニーズに応える教育保育事業、地域子ども・子育て支援事業等、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

### 【子ども・子育て支援施策の取組】

#### 基本目標1 教育・保育の量的拡大と質の確保

乳幼児期における保育の量的拡大と全ての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境を整えます。

#### 基本目標2 地域子ども・子育て支援事業の充実

子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期から学童期まで、切れ目のない支援を行います。

### 【次世代育成支援施策の取組】

#### 基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つための支援

全ての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。

また、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取組を推進します。

#### 基本目標2 親子のこころとからだの健康の確保と増進

全ての子どもの健やかな成長の実現に向けて、妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健事業の充実による育児支援を推進します。

#### 基本目標3 子どもの個性と創造性を育む環境整備

全ての子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、自然環境や芸術文化活動、様々な交流を通じた子どもたちの個性を育むための活動を推進します。

#### 基本目標4 子どもにやさしい安全・安心なまちづくり

全ての子どもや子育て家庭が安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

#### 基本目標5 子どもの人権擁護の推進

子どもの人権が尊重され、子ども自身が幸せと感じ、だれもが身近な地域で自立した生活ができるまちづくりを推進します。

基本理念	取組	基本目標	施策の内容等
佐野に住みたいと思うまちづくり、人づくり、豊かな子育てをはかろう	子ども・子育て支援施策の取組	基本目標 1 教育・保育の量的拡大と質の確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期</li> <li>2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保の内容</li> </ol>
		基本目標 2 地域子ども・子育て支援事業の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者支援に関する事業</li> <li>2 時間外保育事業</li> <li>3 放課後児童健全育成事業</li> <li>4 子育て短期支援事業</li> <li>5 乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業</li> <li>7 地域子育て支援拠点事業</li> <li>8 一時預かり事業</li> <li>9 病児保育事業</li> <li>10 子育て援助活動支援事業</li> <li>11 妊婦に対して健康診査を実施する事業</li> <li>12 実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> </ol>
	次世代育成支援施策の取組	基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに育つための支援	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもへの虐待のないまちづくり</li> <li>2 ひとり親家庭の自立支援</li> <li>3 特別な支援を必要とする子どもへの対応</li> <li>4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進</li> <li>5 子育てに対する経済的支援</li> <li>6 子育てに対する支援体制の整備</li> <li>7 子どもの居場所づくりの推進</li> <li>8 子どもの貧困対策の推進</li> </ol>
		基本目標 2 親子のこころとからだの健康の確保と増進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 母子の健康づくりへの支援</li> <li>2 子どもへの医療対策の充実</li> <li>3 思春期保健対策の充実</li> <li>4 食育の推進</li> </ol>
		基本目標 3 子どもの個性と創造性を育む環境整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭教育力の向上</li> <li>2 次代の親の育成の推進</li> <li>3 生きる力を育む学習環境の整備</li> <li>4 信頼される学校づくり</li> <li>5 子どもの健やかな体づくりの推進</li> <li>6 子どもの芸術文化活動の支援</li> <li>7 子どもの国内外交流の推進</li> <li>8 子どもの社会的活動の支援</li> </ol>
		基本目標 4 子どもにやさしい安全・安心なまちづくり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心して子育てができる生活環境の整備</li> <li>2 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進</li> <li>3 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進</li> </ol>
		基本目標 5 子どもの人権擁護の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権教育の推進</li> <li>2 いじめ・不登校などへの対応</li> </ol>

## 第4章 子ども・子育て支援施策の取組

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

子ども・子育て支援法に基づき市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされており、本章では、これらの事業計画について示します。



## ●教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を定めるための、単位となる市町村内の区割のことです。各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

本市では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定については、広域性を確保することを基本とし、市全体を一つの区域として設定します。

## ■本市の教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業

事業及び対象年齢		
教育・保育	1号認定（教育標準時間認定）	3～5歳
	2号認定（保育標準時間・保育短時間認定）	3～5歳
	3号認定（保育標準時間・保育短時間認定）	0歳、1・2歳
地域子ども・子育て支援事業	利用者の支援に関する事業	妊婦、 0～5歳、 小学1～6年生
	時間外保育事業	0～5歳
	放課後児童健全育成事業	小学1～6年生
	子育て短期支援事業	0～18歳
	乳児家庭全戸訪問事業	出生～4か月
	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童、保護者、 妊婦
	地域子育て支援拠点事業	0～5歳
	一時預かり事業	0～5歳
	病児保育事業	0～5歳、 小学1～6年生
	子育て援助活動支援事業	小学1～6年生
	妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	3～5歳

## 基本目標 1 教育・保育の量的拡大と質の確保

### 1 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

#### （1）特定教育・保育施設

新制度に移行した幼稚園や認定こども園の幼稚園籍の子どもは、1号認定区分となります。また、保育所や認定こども園の保育所籍の子どもは、保育認定が必要となり、満3歳から5歳児は2号認定区分、0歳から2歳児は3号認定区分となります。

#### （2）確認を受けない幼稚園

新制度に移行していない幼稚園であり、無償化の対象となるため、教育施設利用給付の新1号認定を受ける必要があります。

#### （3）特定地域型保育事業

3号認定の乳幼児を保育する事業で、利用定員が19人以下のものです。地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業が位置付けられています。

#### （4）企業主導型保育事業の地域枠

企業主導型保育事業とは、平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度を利用し、従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設です。

企業主導型保育事業では、従業員枠のほか、一定の割合で地域枠の定員を設定し、地域の子どもの保育を実施することができます。

## 現 状

3歳から5歳児は、幼稚園・認定こども園・保育所のいずれかを利用できている状況です。保育ニーズが高まっている中、幼稚園・認定こども園の教育標準時間前後の預かり保育の利用で補えています。

0歳から2歳児は、女性の就業率の上昇から保育ニーズが高まっているため、更に量的拡大が求められています。

## 量の見込みと確保方策

老朽化した公立保育所の施設の建替えを行うとともに、民間活力を活用した民間認可保育所を設置することで、保育の量を確保し、保育ニーズへの対応を図ります。

また、保育の必要性があっても認可保育所等に入所できない子どもが、認可外保育施設や預かり保育等を利用した場合に支給する、子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性の確保を図ります。

各認定区分における教育・保育施設の量の見込みと確保方策は以下のとおりです。

		3～5歳			0歳	1・2歳	
		1号認定	2号認定		3号認定		
		教育	教育希望	保育	保育		
令和2年度	① 量の見込み	897	173	1,518	269	832	
	② 確保方策	特定教育・保育施設	1,004		1,379	173	588
		確認を受けない幼稚園	630				
		特定地域型保育事業				54	163
		企業主導型等の地域枠				2	8
		幼稚園+預かり保育	312				
		小計	1,946		1,379	229	759
②-①	876		▲139	▲40	▲73		
令和3年度	① 量の見込み	869	169	1,481	262	801	
	② 確保方策	特定教育・保育施設	1,095		1,429	185	616
		確認を受けない幼稚園	630				
		特定地域型保育事業				54	163
		企業主導型等の地域枠				2	8
		幼稚園+預かり保育	221				
		小計	1,946		1,429	241	787
②-①	908		▲52	▲21	▲14		
令和4年度	① 量の見込み	828	163	1,429	256	783	
	② 確保方策	特定教育・保育施設	1,071		1,347	191	612
		確認を受けない幼稚園	630				
		特定地域型保育事業				54	163
		企業主導型等の地域枠				2	8
		幼稚園+預かり保育	245				
		小計	1,946		1,347	247	783
②-①	955		▲82	▲9	0		
令和5年度	① 量の見込み	805	157	1,380	251	763	
	② 確保方策	特定教育・保育施設	1,118		1,339	197	616
		確認を受けない幼稚園	630				
		特定地域型保育事業				54	163
		企業主導型等の地域枠				2	8
		幼稚園+預かり保育	198				
		小計	1,946		1,339	253	787
②-①	984		▲41	2	24		
令和6年度	① 量の見込み	780	152	1,332	244	747	
	② 確保方策	特定教育・保育施設	1,164		1,339	197	616
		確認を受けない幼稚園	630				
		特定地域型保育事業				54	163
		企業主導型等の地域枠				2	8
		幼稚園+預かり保育	152				
		小計	1,946		1,339	253	787
②-①	1,014		7	9	40		

●確保方策は、各教育・保育における定員数を示しています。

(単位：人)

## 2 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保の内容

### (1) 幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に対する支援

各地域の子どもの教育・保育施設等の利用状況等を把握した上で、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、それぞれの地域の実情や希望する移行類型等についての助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。

幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国や県において財政支援事業がある場合は、当該事業の活用についても支援します。

### (2) 市が行う支援

認定こども園、幼稚園及び保育所が、幼児期の教育・保育の良さを活かした園づくり、園運営を行うとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針等を踏まえ、子どもたちの健やかな成長を等しく保障していくことができるよう、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修等を推進し、教育・保育の共通理解や人材育成に努めます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針で求められている質の高い教育・保育や多様なニーズへの対応、子育て支援等のサービスに対応できるような研修を推進します。

### (3) 質の高い教育・保育に係る基本的考え方とその推進方策

乳幼児期の教育・保育について、有識者、事業者、保護者代表者等による情報交換や研究を推進し、質の高い乳幼児期の教育・保育の提供に努めます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針を踏まえ、子どもの成長を大切にする教育・保育を実践します。

また、県の幼児教育センター等の関係機関と連携を図り、幼児教育・保育の質の向上に資するよう努めます。

#### **(4) 地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方と**

##### **その推進方策**

教育・保育施設等を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての子ども・子育て家庭を対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量の両面にわたり充実させることが必要です。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に対し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感や安心感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

#### **(5) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携**

認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業相互間で情報を共有し、協力体制を構築するなど、その連携に努めます。

#### **(6) 外国につながる幼児への支援・配慮**

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

#### **(7) 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等との連携の推進方法**

乳幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や豊かな感性、その後の学校教育の基盤を培う大変重要なものであることから、認定こども園、幼稚園及び保育所において、乳幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、小学校と連携し、小学校教育への円滑な接続に努めます。

認定こども園、幼稚園及び保育所は、小学校等の研究発表会や連絡会等に参加することにより、小学校等との連携を推進します。

## 基本目標 2 地域子ども・子育て支援事業の充実

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに計画期間における確保方策及び実施時期を設定します。

### 1 利用者支援に関する事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### (1) 利用者支援事業（基本型）

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

#### 現 状

あさぬま保育園内において、利用者支援事業「みらい」を開始し、地域子育て支援センターや保健センターに出向くなど、子育て中の親子に対して相談業務を展開し、個々に応じたサービスや窓口の紹介などを行い、保護者の子育ての不安軽減に努めています。

#### 量の見込みと確保方策

引き続き、利用者支援事業「みらい」において、子育て中の親子に対し、支援を実施します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

●確保方策は、事業実施箇所数を示しています。

## (2) 利用者支援事業（母子保健型）

子育て世代包括支援センター等で、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援体制を構築します。

### 現 状

子育て世代への包括的な支援を行う窓口の存在は、核家族化が進行している現代社会において、必要性を増しています。一方、支援には多くの機関が関係することから、十分な情報共有や連携が難しく、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握できず、支援が分断されてしまう課題があります。

### 量の見込みと確保方策

令和2年度より開設する子育て世代包括支援センターは、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に、保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整を行うことにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

●確保方策は、事業実施箇所数を示しています。

## 2 時間外保育事業

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

### 現 状

本市では、保育必要量（保育短時間・保育標準時間）の認定の範囲を超えた保育を必要とする場合には、各施設が定める保育時間の範囲内で時間外保育事業を実施しています。

このうち、市内 13 か所では、保育標準時間である最大 11 時間を超えた受け入れを実施しています。

### 量の見込みと確保方策

量の見込みについては、利用実績を基に推計しています。引き続き、保育所及び認定こども園の延長保育の実施により、事業量の確保に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	415	403	391	379	368
確保方策	人	415	403	391	379	368
施設数	箇所	13	13	13	13	13

●確保方策は、量の見込みに対し、提供できる人数と提供するための施設数を示しています。

### 3 放課後児童健全育成事業

昼間労働等により保護者が家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて情緒を豊かにし、集団生活を通して社会性と自主性を培うことにより児童の健全育成を図る事業です。

#### 現 状

本市では、公立放課後児童クラブ（こどもクラブ）38支援と民間放課後児童クラブ10支援を合わせて48支援で、小学校1年生から6年生までを対象に育成支援を提供しています。近年では、女性の就業率の上昇などから放課後児童健全育成事業の利用希望が高まっており、学年による利用制限などによる調整を行っている状況であり、引き続き、受け皿の拡大が必要となります。

#### 量の見込みと確保方策

確保方策に設定する人数は、既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。また、民間放課後児童クラブの実施する送迎による他学区から受入人数も踏まえて設定します。設定した量の見込みに対して、放課後児童クラブの整備が必要な場合は、小学校の余裕教室等を積極的に活用し、受入ができるよう努めます。

放課後児童クラブは、子どもの単なる預かりサービスではなく、生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえて、「放課後児童クラブ運営指針」を尊重した運営を行っていきます。また、配慮の必要な子どもへの育成支援については、関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じた対応ができるよう努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	1,973	1,939	1,877	1,828	1,783
1～3年生	人	1,150	1,112	1,096	1,084	1,058
4～6年生	人	823	827	781	744	725
確保方策	人	1,851	1,817	1,777	1,785	1,783
1～3年生	人	1,150	1,112	1,096	1,084	1,058
4～6年生	人	701	705	681	701	725
支援単位数	単位	55	55	54	56	57

- 確保方策は、量の見込みに対し、提供できる人数と提供するための支援単位数を示しています。
- ※支援単位とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この支援単位を基本として行っています。

## 4 子育て短期支援事業

### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が疾病、出産、看護その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で児童を短期間（原則として7日以内）預かる事業です。

#### 現 状

疾病等の社会的事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難となった保護者から申請を受けた場合、委託契約している児童養護施設等と連携し対応しています。

#### 量の見込みと確保方策

引き続き、児童福祉施設等と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の福祉の向上に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	75	73	71	69	67
確保方策	人日	75	73	71	69	67
施設数	箇所	5	5	5	5	5

●確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ件数と提供するための施設数を示しています。

## (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に家庭での児童の養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で一時的に預かる事業です。

### 現 状

仕事その他の理由により、平日の夜間または休日に家庭での児童の養育が一時的に困難となった保護者から相談を受けた場合、児童養護施設等と連携し対応できるよう体制を整備していきます。

### 量の見込みと確保方策

市内の既存の施設・法人等と連携し、令和3年度からの実施に向けて設定し、子育て家庭の福祉の向上を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	520	504	489	474	460
確保方策	人日	0	504	489	474	460
施設数	箇所	0	1	1	1	1

- 確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ件数と提供するための施設数を示しています。

## 5 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

### 現 状

市内の乳児（生後4か月まで）のいる全ての家庭に対し、助産師、保健師が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

### 量の見込みと確保方策

量の見込みについては、市内の対象家庭、全ての訪問を想定し、0歳児の人口推計を基に推計しています。

訪問では、子育てに関する情報提供並びに乳児及び保護者の心身の状況、養育環境の把握を行い、訪問結果により支援が必要とされた家庭について、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	726	709	695	678	657
確保方策		実施体制：助産師、保健師11人 実施機関：健康増進課 実施方法：直営				

- 確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

## 6 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による 要保護児童等に対する支援に資する事業

### (1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と認められる児童やその保護者及び妊婦等に対し、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行い、保護者の育児等の養育能力の向上を図る事業です。

#### 現 状

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、家庭相談員、保健師、助産師、ヘルパー等が対象者の自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

#### 量の見込みと確保方策

量の見込みについては、利用実績を基に推計しています。引き続き、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努め、円滑な事業の実施を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	340	330	320	310	301
確保方策		実施体制：保健師、助産師等（健康増進課11人家庭児童相談室5人） 計16人、ヘルパー4人 実施機関：家庭児童相談室 実施方式：ヘルパー派遣は委託				

- 確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

## (2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関の職員及び地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性及び連携の強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図る事業です。

### 現 状

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は平成 27 年に初めて 10 万件を越えて以降、増加の一途をたどっています。また、親による子どもへの体罰を禁止し、児童相談所の体制強化を柱とする改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が令和元年 6 月に成立し、令和 2 年 4 月より施行されます。

本市においても、児童虐待相談対応件数は増加している状況であり、児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応につながるように要保護児童対策協議会の機能の強化を図ることが必要となっています。

### 確保方策

「家庭児童相談室運営事業」では、児童虐待対策における子育て支援について周知を図るため、パンフレットの作成・配布を行います。

「要保護児童対策地域協議会運営事業」では、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受けるために、学識経験者等の専門家を招へいします。また、児童虐待防止につながる子育て支援や訪問事業活動等について、地域への周知を図ります。

また、国の動向を踏まえながら、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を図ります。

## 7 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

### 現 状

保育所、認定こども園、子育て支援まちなかプラザの市内8か所において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

### 量の見込みと確保方策

量の見込みについては、利用実績を基に推計しています。今後も市内の保育所等により、必要な事業量の確保を図り、サービスの充実に努めます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回/月	2,879	2,785	2,697	2,638	2,576
確保方策	人回/月	2,879	2,785	2,697	2,638	2,576
施設数	箇所	8	8	8	8	8

- 確保方策は、量の見込みに対し、提供できる1月あたりの延べ件数と提供するための施設数について示しています。

## 8 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園及び保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

### 現 状

在園児を対象とした一時預かりは、幼稚園及び認定こども園 12 か所において、預かり保育を実施しています。

その他の一時預かりは、保育所及び認定こども園 19 か所において、一時預かり事業を実施しています。また、育児の援助を行いたい者及び育児の援助を受けたい者に対してファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

### 量の見込みと確保方策

在園児を対象とした一時預かりは、本市の幼稚園及び認定こども園 12 か所において預かり保育を実施することにより、必要な事業量の確保を図ります。

それ以外の一時預かりは、市内の保育所、認定こども園の 19 か所において実施する一時預かり事業を中心的な方策として必要な事業量の確保を図るほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）による提供体制も確保します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	79,971	78,361	76,709	73,864	70,545
幼稚園在園児対象 (1号認定による利用) 不定期利用	人日	4,539	4,428	4,274	4,126	3,983
幼稚園在園児対象 (2号認定による利用)	人日	72,720	71,280	69,840	67,200	64,080
上記以外	人日	2,712	2,653	2,595	2,538	2,482
確保方策	人日	79,971	78,361	76,709	73,864	70,545
幼稚園在園児対象 (1号認定による利用) 不定期利用	人日	4,539	4,428	4,274	4,126	3,983
幼稚園在園児対象 (2号認定による利用)	人日	72,720	71,280	69,840	67,200	64,080
施設数	箇所	12	12	12	12	12
上記以外	人日	2,712	2,653	2,595	2,538	2,482
施設数(ファミサポ含む)	箇所	19	20	18	18	18

●確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ件数と提供するための施設数について示しています。

## 9 病児保育事業

子どもが発熱等で急に病気になった場合や病気の回復期において、保育を行う事業です。病児保育事業については、病気の回復期に至らない児童を病院・診療所、保育所等の専用スペースで一時的に保育する病児対応型、病気の回復期にあり、集団保育が困難な時期に、児童を病院・診療所、保育所等の専用スペースで一時的に保育する病後児対応型、児童が保育中に体調不良となった場合に、保育所において緊急的な対応を行う体調不良児対応型があります。

### 現 状

市内5か所で病児保育（病後児保育対応型1か所、体調不良児対応型4か所）を実施しています。

### 量の見込みと確保方策

量の見込みについては、ニーズ調査の結果や利用実績を基に推計しています。

確保方策については、体調不良児型においては、量の見込みに対し提供できる体制が整っています。病児・病後児対応型においては、ニーズが高いことから、令和5年度から1か所の病児対応型の実施を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	2,220	2,186	2,153	2,120	2,090
確保方策	人日	1,950	1,950	1,950	2,850	2,850
病児・病後児対応型	人日	900	900	900	1,800	1,800
施設数	箇所	1	1	1	2	2
体調不良児対応型	人日	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
施設数	箇所	4	4	4	4	4

●確保方策は、提供できる延べ件数と提供するための施設数について示しています。

## 10 子育て援助活動支援事業

就学児の預かりの援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

### 現 状

本市では、乳幼児から小学生までの子どもがいる子育ての援助をしてほしい人（おねがい会員）と子育ての援助のできる人（まかせて会員）の会員相互援助活動の連絡・調整を行う事業として「ファミリー・サポート・センター事業」を行っています。

ファミリー・サポート・センターの会員相互援助活動では、子どもの預かりの他、習い事や放課後児童クラブへの送迎なども行っています。

### 量の見込みと確保方策

量の見込みについては、会員相互援助活動による就学児の預かり実績を基に推計しています。引き続き、「ファミリー・サポート・センター事業」の周知による提供会員の拡大を図り、円滑な事業の実施を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	31	31	30	29	28
確保方策	人日	31	31	30	29	28
施設数	箇所	1	1	1	1	1

●確保方策は、量の見込みに対し、提供できる延べ件数と提供するための施設数について示しています。

## 11 妊婦に対して健康診査を実施する事業

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

### 現 状

妊娠中のお母さんと赤ちゃんの双方の健康のため、全 14 回分の健康診査の受診票を母子健康手帳交付時に配付し、健康診査にかかる費用の一部を助成しています。

### 量の見込みと確保方策

定期的な妊婦健康診査の受診が母子の安心、安全な出産につながるため、母子健康手帳交付時に定期的に健診を受けるよう促していきます。今後も、医療機関等との連携のもと、受診機会を提供し、妊婦の健康保持及び増進を図ります。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人回	9,197	8,981	8,800	8,584	8,319
確保方策		実施場所：各医療機関での個別健診 実施体制：妊娠届提出者へ健康増進課、田沼総合窓口課、葛生総合窓口課職員が母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票を発行し、妊婦は各医療機関で受診する。 検査項目：厚生労働省が示す検査項目 実施時期：通年				

- 確保方策は、量の見込みを賄うための体制について示しています。

## 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設において、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、各施設で実費徴収を行うことができることとされている費用について助成する事業です。

### 現 状

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法で「実費徴収に係る補足給付を行う事業」に、新制度に移行していない幼稚園における副食費の実費徴収分の補助事業が追加されたことを受け、令和元年 10 月より事業を実施しています。

### 確保方策

「私立幼稚園等副食費補足給付事業」にて、新制度に移行していない幼稚園において、実費徴収を行っている副食費について、低所得者世帯及び第 3 子以降の子どもを対象に費用の一部を補助します。

## 第5章 次世代育成支援施策の取組

### 基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに育つための支援

#### 1 子どもへの虐待のないまちづくり

##### 現 状

子どものいる家庭の減少や近所付き合いの希薄化などにより、子育てをする親の孤立化が進み、保護者の育児への不安が増す中、保護者自身の日常における生活上のストレスや悩みなど様々な要因が複雑に絡み合っており、弱い子どもたちへの虐待として現れ、全国的に児童虐待相談件数は増加しています。

児童虐待を防止し、全ての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じるとともに、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関が参加する虐待防止ネットワークなどの構築が不可欠です。

国においても、児童虐待対応にあたっては、児童相談所、市町村、警察、学校等の責務を明確化するなど、児童虐待防止対策の抜本的強化に取り組んでいます。

本市では、これまで家庭児童相談室が中心となり、児童相談所、民生委員児童委員などの協力により、子どもとの関わりや様々な相談に応じながら子どもへの虐待の予防、早期発見、早期対応に努めてきました。

また、対応が困難なケースについては、福祉、保健、医療、教育、警察などの関係機関によって構成する佐野市要保護児童対策地域協議会において、ケースに応じた支援の在り方を協議し、問題解決に当たっています。

引き続き、親子を孤立させないよう、地域社会における関わりに加え、親同士が交流や相談をできる場の充実が一層求められています。

### **(1) 児童虐待防止体制の充実**

現在も増加・複雑化している児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、母子保健活動における相談業務を始め、学校、保育所等の子どもに関わる機関の日常業務において、虐待防止、親子支援の視点をもつことで、その発生予防と早期発見に取り組めます。

また、市の関係機関のほか、児童相談所、保健所、人権擁護委員、民生委員児童委員協議会、警察署、幼稚園連合会、小中学校長会、医師会等で構成される佐野市要保護児童対策地域協議会において、子どもへの虐待の予防や早期発見、また、長期的な視野での保護者や家族への支援ができる体制の充実を図ります。

### **(2) 地域における見守り体制**

生活の場である地域社会で子どもの様子に気を配ることにより、児童虐待の防止や早期発見が期待できることから、子育てサークル活動や地域での交流等を支援し、身近な人々がお互いに情報交換できる機会を設けます。

また、民生委員児童委員等と地域の人々との協力・連絡体制を強化し、連携を図ることで、身近な生活の場における見守り体制の充実を図ります。

### **(3) 児童虐待に関する啓発活動**

児童虐待についての知識や理解を深め、よりの確な対応・連携を図るため、市内の小中学校・保育所・幼稚園・認定こども園・市有施設等に、児童相談案内・虐待防止リーフレットを配布します。

また、児童虐待の防止や早期発見に向け、ホームページや『広報さの』等を利用して、児童虐待に関する情報の提供を行います。

## 2 ひとり親家庭の自立支援

### 現 状

平成28年の国民生活基礎調査における「子どもがいる現役世帯の貧困率」においても、「大人が一人」の世帯の貧困率は極めて高く、ひとり親家庭は経済的に不安定な状態であることが多い状況です。また、子育てを一人で行っている場合には、生活面、心理面における負担が更に大きいものとなっています。

本市では、平成27年3月に「第2期佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立促進に向けた施策を推進しています。引き続き、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ひとり親家庭等への総合的な支援を進めていく必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 相談機能の充実

ひとり親家庭等の自立支援のため、育児・就労・経済的問題など広い分野にわたる相談に適切に対応できる体制を強化し、多様な支援施策や社会資源などの情報を的確に提供できるよう、関係部署・機関・団体等と連携し相談機能の充実を図ります。

#### (2) 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭等の親が安心して仕事と子育てを両立でき、子どもの健やかな成長が望めるよう、多様な子育て支援事業の提供、日常生活の支援に向けた各種事業の推進、居住の確保など、生活全般における支援体制の充実を図ります。

#### (3) 就業支援の充実

ひとり親家庭等が自立した生活を送るため、個々の状況に合わせた就業支援の充実を図ります。資格・技能習得の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、より良い条件の就職・転職ができるよう支援体制の充実を図ります。

#### (4) 養育費確保に向けた支援

養育費は、親としての経済的な責任を果たすだけでなく、子どもの福祉の観点からも望ましいことであることから、ひとり親家庭が養育費を適切に受け取ることができるよう養育費に関する相談や啓発活動を推進します。

#### (5) 経済的支援の充実

ひとり親家庭等の生活の安定及び自立の促進並びに子どもの福祉の増進を図るため、経済的支援に関する各種制度について情報提供を行うとともに、生活困窮者自立支援制度など他の自立支援策との連携を図りながら、適正な給付・貸付業務の充実を図ります。

### 3 特別な支援を必要とする子どもへの対応

#### 現 状

近年、「障害者基本法」や「児童福祉法」の改正に伴い、障がいのある子どもや成長・発達に遅れのある子どもへの様々な支援体制が整備されてきました。障がいのある子どもや成長・発達に支援が必要な子どもたちに対し、身近な地域で安心した生活を送れるようにするためには、乳幼児期から成人に達するまでの、一人一人の多様なニーズに応じた一貫した相談支援が求められています。

本市では、「第5期佐野市障がい者福祉計画」及び「第1期佐野市障がい児福祉計画」に基づき、乳幼児健康診査や保健指導などで障がいの早期発見に努めるとともに、一貫性のある支援を目指しています。また、子どもと保護者が安心して支援が受けられるよう関係機関との連携や相談支援の充実を図っています。

今後も、障がいの早期発見・早期療育を促進するとともに、身近な地域において、障がいの特性に応じた療育を受けるための専門的な支援を充実していく必要があります。また、発達の段階に応じた適切な支援が求められるとともに、障がいのある子どもを支えている家族に対する支援が必要です。

#### 施策の方向性

##### (1) 関係機関等の連携による支援の推進

障がいのある子どもが自分らしく健やかに成長できるように、本人・家族を中心とした支援を心がけ、ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階に応じた関係者の連携（縦横連携）を充実させていきます。

##### (2) 障がいのある子どもの保育・教育の充実

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、一人一人の障がいの状況に応じた適切な保育を行います。

また、就学前から就学後、更には、社会的自立につながる継続した支援を行うため、教育相談を通じた教育支援や進路指導、養護教育の充実を図ります。

### **(3) 障がいのある子どもの施策の充実**

障がいの有無にかかわらず、幼児期から子ども同士が交流し、双方の意識上の障壁を解消することが大切であるという考えが広まりつつあります。

障がいのある人が障がいのない人と同様に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下で、健全な発達を支援し、社会全体で障がいのある子どもやその家族を温かく見守る環境づくりを推進します。

### **(4) 特別支援教育の充実**

小中学校において、障がい児がその障がいの程度に応じた教育が適切に受けられるよう、特別支援教育担当者や保護者、さわやか教育指導員及び特別支援学級支援員が連携しながら、個に応じた支援を行います。

### **(5) 障がい児サービスの充実**

障がい児を対象としたサービスの充実を図るとともに、適切なサービス提供のために、サービス等利用計画を作成する障がい児相談支援を推進します。

## 4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

### 現 状

女性の社会進出が進み、共働き世帯が増えているなかでは、結婚や出産によって退職を余儀なくされたり、再就職が困難となる状況を考慮して、結婚や出産を控える事態が予測されます。そこで、結婚、出産しても働き続けることができ、職業生活と家庭生活を両立していくために、これまでの仕事優先であった働き方を見直す(ワーク・ライフ・バランスの見直し)とともに、女性に集中していた育児や家事の負担を家族で協力していく体制づくりや、職場での理解と協力などが必要となっています。

また、平成31年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進しています。

今後、より一層仕事と子育ての両立支援に対する声も大きくなることが予測されていることから、経営者のワーク・ライフ・バランスへの認識を高めながら、子育て家庭が制度を活用しやすい職場環境づくりの支援が必要です。更に、依然として母親が主に子育てをしている現状から、今後も女性が結婚や出産、子育てに夢と希望を感じられるようにするためには、家庭・地域・職場などあらゆる場面で男女がともに参加する子育ての推進が必要となっています。

### 施策の方向性

#### (1) 仕事と家庭・地域活動を両立しやすい職場環境づくり

男女がともに仕事と家庭・地域活動とのバランスをとり、充実した生活が送れるよう、各種制度や多様な就労形態の普及を行います。

#### (2) 女性のチャレンジ支援の促進

「女性活躍推進法」により、女性が活躍できる環境づくりについて更なる対応が求められています。子育てや介護等により、一旦離職した女性の再就職を支援するため、また、起業を目指す女性に対し、相談や情報提供等の支援を行います。

#### (3) 家庭生活と職業生活、地域活動との両立に関する意識啓発の推進

男女がともに協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう広報活動や様々な情報提供を行います。

#### (4) 学校教育における意識啓発の推進

これから家庭を築く児童生徒の男女共同参画の意識を高めるため、家庭科等の授業を通して意識啓発の推進を図ります。

## 5 子育てに対する経済的支援

### 現 状

妊娠・出産から日々の子どもの成長を見守ることで、子どもをもつこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。

本市では、児童手当の支給を始め保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学にあたっての援助、こども医療費助成の一部現物給付化を図るとともに、少子化への対応として第3子以降の出産に対して「子宝祝金」を支給するなど、独自事業を行い、積極的な経済的負担の軽減に努めています。

今後も厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに向けた経済的支援を、いかに効果的に実施できるかが課題です。

### 施策の方向性

#### (1) こども医療費の助成

乳幼児・児童を養育する保護者に対して医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。また、県内医療機関のこども医療費助成を現物給付で行い、子育ての経済的、精神的な負担の軽減を図ります。

#### (2) 保育料の軽減

幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳児の保育料が無償化され、保護者への経済的負担の軽減を図っています。また、0歳から2歳児の保育料についても、非課税世帯が無償化されたほか、国の基準より減額した市の保育料により、引き続き経済的負担の軽減を図ります。

#### (3) 教育費の軽減

経済的理由により就学が困難と認められる小中学生の保護者を対象に、学用品などの費用援助を行います。

### 現 状

子どもを育てる基本は家庭にあります。核家族化の進行や共働き世帯の増加、就労形態の多様化などにより、家庭での育児力の低下が懸念されるとともに、近所づきあいの希薄化による子育て家庭の孤立化、情報不足なども問題となっています。

本市では、地域子育て支援センターや保健センターなどにおける子育て・育児相談の実施など、子育ての孤立感や不安を軽減するための取組を展開してきました。

しかし、子どもの成長や教育などに限らず「子育て仲間がいない」、「話し相手や相談相手がいらない」など、子育てをする上での多くの不安や悩みを保護者は抱えています。

そのため、今後も引き続き、子育ての負担感軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、地域の協力を得ながら、各種指導事業や交流の場づくり、情報提供体制や相談事業の拡充に取り組む必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 相談事業の充実

訪問や面接、電話により、いつでも気軽に相談できるよう、保健師・助産師等の体制の充実を図ります。また、それぞれの生活背景に応じた保健指導を実施し、妊産婦や乳幼児の健康増進・育児支援を図ります。

#### (2) 教育相談の充実

教育センター等の機関において、児童生徒の心身の健全な育成を図るため、教育上の問題や悩みをもつ児童生徒及び保護者等を対象に教育相談を実施し、問題解決への支援を行います。

#### (3) 幼稚園における子育て支援の充実

地域における子育て支援拠点としての期待が高まっていることから、市内幼稚園の行う「幼稚園地域子育て推進事業」に関わる事業費に対して、県・市の補助制度により助成し、未就園児親子登園や育児相談、地域との各種交流事業などの充実を図ります。

#### (4) 子育て情報の提供の充実

子育てに関する各種情報の提供を行うため、ホームページや情報誌等の充実を図ります。また、子育て中の親の周囲で支援している人に向けても子育て情報の提供を行います。

## 7 子どもの居場所づくりの推進

### 現 状

核家族化の進行と生活環境の変化に伴い、家に帰っても近所に遊び相手が少ない、安全な遊び場が少ない、戸外で遊ぶよりも家の中で一人で遊ぶことが多い、といった問題がみられます。

子どもたちの豊かな人間性や生きる力を育むためには、子どもたち自身が自主的に参加し、自由に遊べ、安心して過ごせるよう、家庭、学校、地域がそれぞれの教育機能を発揮し、地域社会全体で子どもを育てる環境を整備していくことが必要です。

このようなことから、全ての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国から「新・放課後子ども総合プラン」として、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備の方向性が示されています。

本市では、放課後子ども教室において、保護者の就労の有無に関わらない、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めています。

### 施策の方向性

#### (1) 放課後子ども教室の充実

放課後や週末の活動を中心に、小学校の余裕教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちに様々な活動を提供する放課後子ども教室の推進を図ります。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子どもプラン運営委員会において、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的又は連携による実施を検討します。

#### (2) 子どもの遊び場づくりの推進

こどもの国や児童館において子育て教室や季節ごとのイベントを開催し、地域に根ざした親しまれる遊び場づくりに努めます。

### 現 状

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることの無いよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるとともに、教育の機会均等が保証され、子ども一人一人が夢や希望をもつことができるようにする必要があります。

本市では、学習等に課題を抱える生活困窮家庭の子どもに対し、子どもの健全育成の視点に立った学習支援を実施しています。

今後も、貧困が世代を超えて連鎖することがない社会を実現するため、地域の実情を踏まえ、関係機関等と幅広く連携しながら、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組む必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 子どもの学習支援体制の構築

「子どもの貧困」の連鎖を防止するための施策として、「生活困窮者自立支援法」に基づく子どもに対する「学習支援事業」があります。本事業の実施方法を含め、生活困窮世帯やひとり親家庭等の子どもに対する学習支援体制の構築に向けて検討を行います。

#### (2) 家庭環境等に問題を抱えた子どもへの対応

本市では、貧困家庭等、学校だけでは解決が難しい家庭環境等に問題を抱えた子どもに対応するため、スクールソーシャルワーカーの活用を図っています。今後も引き続き、スクールソーシャルワーカーを活用した支援体制の拡充を検討します。

#### (3) 保護者に対する就労支援

ひとり親家庭の親への就業支援や生活困窮者、生活保護受給者への就労支援として、公共職業安定所との連携を図り、就業相談や情報提供等を行います。

また、ひとり親家庭の雇用の安定及び就業促進を図るため、就業等に必要な資格を取得するための給付金を支給します。

#### (4) 経済的支援

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、母子家庭、父子家庭、寡婦に対して福祉資金の貸付を実施します。

【基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに育つための支援に特に関連する事業】

関連事業名	施策の内容	担当課
人権擁護委員活動支援事業	年2回、「定例困りごと・人権相談」において、子ども人権委員（人権擁護委員）による子ども人権相談所を開設し、子どもの人権にかかわる問題（虐待、いじめ、不登校等）の相談に応じます。	人権・男女共同参画課
人権推進啓発事業	様々な人権問題とともに子どもの人権尊重意識の普及高揚を図るため、街頭において啓発リーフレット・啓発物品を配布します。	人権・男女共同参画課
家庭児童相談室運営事業	家庭相談員を配置し、家庭における適正な児童養育、その他児童の福祉向上を図るための相談、指導及び援助を推進します。	家庭児童相談室
要保護児童対策地域協議会運営事業	佐野市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携し、児童虐待等の早期発見に努め、対象児童に対する適切な支援・保護を行います。また、市民に対する虐待防止啓発のため、講演会の開催や啓発ちらし、虐待防止啓発リーフレットの作成、配布を行います。	家庭児童相談室
児童扶養手当支給事業	父母の離婚や死亡等によって父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が、心身ともに健やかに育成されることを目的として手当を支給します。	こども課
遺児手当支給事業	両親が死亡、または父・母のどちらかが死亡した児童を養育する人に対して、児童1人につき月額3,000円を支給します。	こども課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の方で、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している場合、児童と扶養している方の保険給付に係る一部負担金から薬局を除く医療機関ごとに月500円の自己負担を差し引いた金額を助成します。	こども課
母子・父子・寡婦自立支援事業	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に対し、必要な情報提供や指導を行い、自立を支援します。また、母子父子寡婦福祉資金貸付の相談・指導を行い、自立を図ります。	家庭児童相談室
佐野市母子寡婦福祉連合会支援事業	ひとり親家庭等の生活の安定や自立に向けて、地域における支援活動を行っている「佐野市母子寡婦福祉連合会」を支援します。	家庭児童相談室
特別障害者手当等給付事業	日常生活において常時の介護を必要とする重度の20歳未満の障がい児に障害児福祉手当を支給することにより、福祉の増進を図ります。	障がい福祉課
障がい福祉事務費	精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を監護している父母等について、児童の福祉の増進を図るため、特別児童扶養手当の受付を行います。	障がい福祉課
難病患者等福祉手当給付事業	原因不明で治療方法が確立されていない難病にり患した方に手当を支給することにより、福祉の増進を図ることを目的として実施します。児童福祉法に規定する小児慢性特定疾病にり患した児童に対し、年額2万円の手当を支給します。	障がい福祉課

関連事業名	施策の内容	担当課
介護給付事業	身近な地域で自立した生活が送れるよう、障がいのある方に対し、身近な地域で自立した生活が送れるよう居宅介護（ホームヘルプ）・行動援護・短期入所（ショートステイ）のサービスを提供します。	障がい福祉課
障がい児通所給付事業	発育・発達に支援を必要とする児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。児童福祉法に定める児童発達支援、放課後等デイサービスによる支援を提供します。	障がい福祉課
移動支援事業	障がいのある方が身近な地域で社会参加できるよう、外出の支援を行います。	障がい福祉課
日中一時支援事業	日中、障がい福祉サービス事業所において、障がい者等の家族の就労を支援したり、または家族の一時的な休息のために、障がい児の見守りを行い、また、社会に適応するための日常的な訓練などを行います。	障がい福祉課
訪問入浴サービス事業	施設通所による入浴や自宅での入浴が困難な障がい児の自宅を訪問し、入浴サービスの支援を行います。	障がい福祉課
補装具費支給事業	身体機能を補い、日常生活や就学・就労をしやすくするため、補装具の購入または修理に要する費用の支給を行います。	障がい福祉課
日常生活用具等給付事業	在宅の障がいのある方に日常生活用具を給付することにより、日常生活上の便宜を図ります。	障がい福祉課
障がい児を育てる地域の支援体制整備事業	生涯にわたる一貫した支援のために、子どもの成長や発達の様子、相談記録などを保護者がファイリング、補完するためのサポートファイルの作成、配布を行います。	障がい福祉課
児童補聴器購入費等支援事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等の一部を助成します。	障がい福祉課
保育所運営事業	公立の保育所において、心身に障がいのある子どもに対し、子どもの発達の支援と保護者の就労の支援を目的として、すこやか保育を実施します。 幼児教育・保育の無償化に伴い、公立の保育所に通う3～5歳児のうち低所得者世帯及び第3子以降の子ども副食費を免除します。また、0～2歳児のうち第3子以降の子ども保育料を免除し、保護者の経済的負担を軽減します。	保育課
特定保育施設等給付事業	民間の保育所等において、心身に障がいのある子どもに対し、子どもの発達の支援と保護者の就労の支援を目的として、すこやか保育を実施します。 幼児教育・保育の無償化に伴い、民間の保育所等に通う3～5歳児のうち低所得者世帯及び第3子以降の子ども副食費を免除します。また、0～2歳児のうち第3子以降の子ども保育料を免除し、保護者の経済的負担を軽減します。	保育課
特別支援学級支援員配置事業	特別支援学級に支援員を配置し、児童生徒の自立に向けた支援を行います。	学校教育課

関連事業名	施策の内容	担当課
育児休業取得促進啓発事業	子育てと仕事の両立を図り児童の健全育成を促進するため、1年以上の家庭での保育期間を取得できるよう、事業主や保護者に対して育児休業制度への理解を深めるための啓発を行います。	保育課
男女共同参画啓発事業	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、男女がともに協力して家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活・地域活動の両立が図れるようセミナーや講座を開催し意識啓発の推進を図ります。また、仕事と生活の両立支援や男女がともに働きやすい職場環境づくりへの啓発を積極的に実施します。	人権・男女共同参画課
男女共同参画人材育成事業	子育てや介護等により一旦離職した女性の再就職を支援するため、ハローワークマザーズコーナーの相談員による相談会や市内の施設等における出張相談を実施します。また、女性のキャリアアップ等に関する講座の開催や情報提供を行います。	人権・男女共同参画課
ママパパ学級事業	初妊婦及びその配偶者を対象に、保健師・助産師・栄養士による保健指導の他、夫婦で参加できる体験学習を実施します。	健康増進課
こども医療費助成事業	中学校修了までの子どもの医療費の一部負担金を助成し、保護者の経済的・精神的負担を軽減します。	こども課
児童手当支給事業	中学校修了前までの児童を養育している方に、年齢や所得に応じた手当を支給します。	こども課
子宝祝金支給事業	子どもの誕生を祝い、健やかな成長を願って、安心して子育てを行えるように、3人目以降の子どもを出産した場合、対象児1人につき10万円の子宝祝金を支給します。	こども課
特定教育施設等給付事業	幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園等に通う3～5歳児のうち低所得世帯及び第3子以降の子どもへの副食費を免除し、保護者の経済的負担を軽減します。	保育課
私立幼稚園等副食費補足給付事業	幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園籍で副食費の免除を受けられない第3子以降の子どもに対し、副食費相当分を補助します。	保育課
教育施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の子どもへの保育料の一部を補助します。また、保育の必要な幼稚園籍の児童の預かり保育料の一部を補助します。	保育課
保育施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要な児童で、市の確認を受けた認可外保育施設、預かり保育等を利用している児童に対し、利用料の一部を補助します。	保育課
私立幼稚園預かり保育料減免事業	幼児教育・保育の無償化を受けない私立幼稚園児の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、1月1,000円を上限に預かり保育料の一部を助成します。	保育課
こどもの国運営事業	子どもの健やかな成長と発達のための施設である「こどもの国」を、安全で快適に利用できるように運営を行います。また、健全な遊びを通して、子どもたちの情操を育むことを目的に、親子で楽しめる事業を実施します。	こども課

関連事業名	施策の内容	担当課										
南児童館管理運営事業 東児童館管理運営事業 西児童館管理運営事業 田沼児童館管理運営事業	地域における健全育成の拠点である児童館を、安全で快適に利用できるように運営を行います。また、健全な遊びを通して、子どもたちの情操を育むことを目的に、親子で楽しめる事業を実施します。	こども課										
放課後子ども教室推進事業	地域の多様な方々の参画を得て、放課後や週末の活動を中心に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちとともに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施します。 ○放課後子ども教室実施カ所数 <span style="float:right">単位：カ所</span> <table border="1" data-bbox="486 750 1182 842"> <thead> <tr> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> 更に、令和5年度までに9カ所で、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な又は連携による実施を図ります。	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	10	10	9	10	10	生涯学習課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度								
10	10	9	10	10								
学習支援事業	学習の機会に恵まれない生活困窮世帯の子どもに対し、学習の場や機会を提供し、学力向上や家庭学習の習慣づけ、高等学校への進学を支援することにより貧困の連鎖を防止します。	社会福祉課										
自立相談支援事業	生活困窮者が生活保護に至る前に、困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な支援を実施し早期自立を目指します。	社会福祉課										
住居確保給付金給付事業	離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失のおそれのある者に対し、有期で家賃相当額を支給します。（自立相談支援事業の就労支援と付帯が条件）	社会福祉課										
母子家庭等自立支援給付金給付事業	母子家庭の母または父子家庭の父が、就職・転職・スキルアップのために対象講座を受講する場合、自立支援教育訓練給付金を支給し、受講料の一部を負担します。 母子家庭の母または父子家庭の父が、就職・転職に必要な国家資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために1年以上養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修業を終えた方には、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。	家庭児童相談室										
小学校就学援助事業	学校教育活動において、経済的に支障をきたしている小学生の保護者に対して、給食費・学用品費等を支給します。また、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して所得額に応じて、給食費・学用品費等の一部を支給します。	学校教育課										
中学校就学援助事業	学校教育活動において、経済的に支障をきたしている中学生の保護者に対して、給食費・学用品費等を支給します。また、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して所得額に応じて、給食費・学用品費等の一部を支給します。	学校教育課										

## 基本目標 2 親子のこころとからだの健康の確保と増進

### 1 母子の健康づくりへの支援

#### 現 状

少子化や晩婚化に伴う晩産化の傾向が高まる中であって、全ての母親が、妊娠・出産やその後の育児を安全・安心に行うためには、健康診査や保健指導の充実を図り、関係機関との連携体制を整備するなど、継続した母子の健康の確保を図るための環境の整備が必要となります。

また、妊娠期からの継続した切れ目のない母子保健サービスを一層充実させるとともに、育児や子どもの発達に関する様々な不安や問題を早期に発見し対応するなどの継続した支援が、より一層求められています。

本市では、乳幼児の疾病や障がいの早期発見、早期対応、育児支援を行うため、乳幼児健康診査の受診率の向上を図っています。

#### 施策の方向性

##### (1) 安心な妊娠・出産と母子の健康の確保

母子健康手帳の交付や、妊婦健康診査費用の助成、ママパパ学級の開催、出産後の乳児のいる全ての家庭に対する乳児全戸訪問の実施など、妊娠初期からの支援や保健指導を適切に行います。支援が必要な妊婦に対して、早期に支援を開始し、要保護児童対策地域協議会と連携します。

更に、妊娠・出産・子育て等のワンストップ支援体制を構築するため、子育て世代包括支援センターを設置します。

また、子どもを望んでいる夫婦に対して、不妊、不育症に関する相談機関の紹介や不妊治療費、不育症治療費のうち、医療保険適用外の治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

## **(2) 子どもの健やかな発育・発達の支援**

乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見・早期対応、育児支援を図るため、各成長段階に合わせた健康診査を実施します。健康診査では、発育・発達の確認のほか、栄養・歯の健康等に関する生活全般的な相談も行い、保護者の育児に関する不安の軽減を図ります。

また、健康診査の未受診児については、未受診率の減少と未把握児の解消に努め、全ての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。

## **(3) 予防接種の推進**

感染症に対する免疫をつけて感染・発症・重症化・感染症のまん延を予防するために予防接種を実施しています。接種には、法律により接種時期や回数など「受けるように努める」義務が課せられた「定期接種」と、自らの意思で感染症への感染・重症化の予防のために受ける「任意接種」があり、保健センター等でその周知を図っています。今後も予防接種に関する正しい知識の普及を図るとともに、予防接種率の向上を目指します。

## **(4) 育児相談事業の普及**

毎日休みなく子育てをしている保護者にとって、子どもの成長に応じた不安や悩みは次々と生じるものです。そこで、基本的な生活習慣・発育・育児方法などの日常的な子育てに関する相談を随時行います。

また、子どもの健やかな成長・発達には保護者の心の安定も重要なため、育児不安を抱える、不安定な心理状態にある保護者に対する心理相談など、問題解決に向け、各種子育て支援事業との連携を密にし、必要な支援を適宜行えるよう、充実を図ります。

## 2 子どもへの医療対策の充実

### 現 状

子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療体制の整備及び充実が必要になります。

しかし、近年全国的に産科や小児科の医療現場において医師不足が生じていることから、本市においても市民の関心が高くなっています。

このようなことから、関係機関との連携による小児救急医療体制の充実を図るとともに、緊急時の対処法やけが・病気の防止に関する啓発及び情報提供に努めてきましたが、今後一層の充実が必要です。

### 施策の方向性

#### (1) 子どもへの医療サービスの充実

地域の医療機関と連携しながら、子どもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。

#### (2) 小児救急医療体制の整備

子どもの病気への初期対応として、的確な判断や処置は大変重要であることから、医療情報の提供により、病院受診の必要がある症状等についての知識の普及を図ります。また、産科・小児科のある救急医療機関との連携を強化し、救急搬送の受入れ体制の整備を推進します。併せて、救急医療が適切に利用されるよう、市民一人一人がかかりつけ医を持つことの周知・啓発を図ります。

### 3 思春期保健対策の充実

#### 現 状

思春期の子どもたちをめぐっては、心身の著しい成長に伴う悩みや不安に加え、今日のみまぐるしい社会環境変化もあり、心身の不安定や生活習慣の乱れを来たすケースも見受けられます。

また、日常的に、子どもたちはテレビやゲーム、週刊誌、漫画などによって情報過多となっており、さらに、スマートフォンやパソコンなどの普及によって情報の入手手段も多様化しています。これらのことが思春期の好奇心と相まって、性や犯罪、喫煙、飲酒、薬物などへの興味を拡大させる懸念があります。

子どもたちの発育に応じて、適切な教育・対応を行うことが必要なため、家庭教育・学校教育や地域保健との連携が一層求められています。

#### 施策の方向性

##### (1) 心身の健康に関する啓発・学習

母性、父性について正しく理解し、命を大切にする心を育むため、乳幼児とのふれあい体験や妊婦の体験等の講座を学校と連携し実施します。また、誤った性知識による若年妊娠や中絶などを防ぐため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行います。また、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、思春期の心と体の健康づくりを支援します。

##### (2) 相談体制の充実

思春期特有の心身の問題や、喫煙、飲酒、薬物乱用など問題解決に取り組むための相談員の専門性を高め、子どもたちの身近で気軽な相談体制の充実を図ります。また、性に関する健全な認識を身に付け、性にまつわる課題を主体的に自分自身の問題として捉え、責任ある性行動の選択ができるよう支援します。

### 現 状

近年、私たちの食生活をめぐっては、朝食の欠食等の食習慣の乱れや脂肪の過剰摂取・野菜不足等による栄養の偏りが目立つようになり、生活習慣病の増加や肥満、過度のダイエット等、様々な問題が起こっています。こうした問題に対応するため、家庭や社会の中で、子ども一人一人の健康な心身と豊かな人間性を育む「食育」の推進を図る必要が一層大きくなっています。また、母子の健康を確保するため、妊娠前から、適切な食生活に向けた支援についてもより重要になってきています。

本市では、平成31年3月に「第2期佐野市食育推進計画」を策定し、食育を総合的かつ計画的に推進しています。

ママパパ学級や乳幼児健康診査などによる栄養指導や相談など、管理栄養士が指導にあたることで食生活の基盤づくりを行っています。学校では食に関する指導の年間指導計画を作成し、栄養教諭及び学校栄養職員と連携をとりながら、教科や特別活動など様々な場面で食に関する指導を行っています。

今後も引き続き、家庭や社会の中で、子ども一人一人の健康な心身と豊かな人間性を育めるよう、食育の推進を図る必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 佐野市食育推進計画による食生活に関する啓発

食は人の生きる糧であり、望ましい食習慣を定着させることは健康的な生活習慣を形成する基本となります。そのため、佐野市食育推進計画に基づき、食への関心を高めるとともに、食に関する相談への助言、普及活動などを通じて、より一層の知識の普及・啓発を図り、家庭で健全な食生活が営めるよう支援します。また、食物アレルギーや肥満傾向のある子どもに対し、個人に応じた指導を充実していきます。

#### (2) 食への関心の醸成

欠食、孤食、偏食など食生活の変容に関心を持ち、心身の発達に適切な食についての理解を深めるため、保育所、幼稚園、学校などにおいては、それぞれの成長段階や理解度に応じて様々な学習機会を適切に捉えて食を営む力の形成・向上に向けた指導・啓発に努めます。

#### (3) 安全な給食の充実

子どもの身体の安全な発達に資するため、保育所や学校の給食関係者が必要に応じて情報交換を行い、地産地消を進め、安全で栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。

## 【基本目標 2 親子のこころとからだの健康の確保と増進に特に関連する事業】

関連事業名	施策の内容	担当課
妊産婦医療費助成事業	妊産婦の方に対して、医療機関にかかった場合の医療費（保険診療）の自己負担分を助成します。	こども課
養育医療費給付事業	養育のために指定医療機関に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対し、養育に必要な医療を給付します。	こども課
母子健康手帳交付事業	母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進のため、母子健康手帳を交付しています。必要に応じ、外国語版（9か国語）母子健康手帳を交付します。	健康増進課
乳児健康診査事業	疾病や障がいの早期発見・早期対応、育児支援を図るため、4か月児及び9か月児を対象に成長段階に合わせた乳児健康診査を実施します。	健康増進課
幼児健康診査事業	疾病や障がいの早期発見・早期対応、育児支援を図るため、1歳6か月児及び3歳児を対象に成長段階に合わせた乳児健康診査を実施します。	健康増進課
股関節脱臼検診事業	生後3～4か月の乳児を対象に股関節部X線検査を実施し、疾病の早期発見に努めます。	健康増進課
発達支援事業	発達に不安をもつ保護者や子どもを対象に、子どもの発達段階にあったかかわり方の教室を実施し、保護者の心の安定と子どもの発達を促します。	健康増進課
のびのび発達相談事業	発達障がい児の早期発見や適切な支援を行うことを目的に、5歳児を対象に発達相談を行います。	健康増進課
母子健康相談事業	育児力の向上及び育児不安の軽減を図るため、子育て中の親子を対象に専門職による相談事業等を行います。また、育児不安の強い保護者に対して、こころの相談を行います。	健康増進課
乳幼児・児童生徒予防接種事業	子どもの健康を守るため、法に基づく定期の予防接種等を行います。	健康増進課
不妊治療費助成事業	子どもを望む夫婦に対し、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成します。	健康増進課
不育症治療費助成事業	子どもを望む夫婦に対し、医療保険適用外の不育症治療費の一部を助成します。	健康増進課
ブックスタート事業	9か月児健診時等において、親子で本に親しむきっかけづくりのため、読み聞かせの大切さ等を説明し、読み聞かせの実演後、絵本をプレゼントします。	健康増進課
妊産婦健康診査事業	産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、母体の身体的機能の回復や授乳状況および精神状況を把握するための産婦健康診査を行い、その費用の一部を公費負担します。	健康増進課
産後サポート事業	産後うつの疑いがある支援の対象となる母親に対して、宿泊や通所により、個々の状況に応じた心身のケアや育児サポートを行います。	健康増進課

関連事業名	施策の内容	担当課
新生児聴覚検査事業	出生後間もない新生児期に行う聴覚検査費用を助成することにより、聴覚異常の早期発見を行います。	健康増進課
子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業	妊産婦及び乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊娠・出産・子育てに関する相談に保健師等の専門職が対応し、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行うことにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を行います。	健康増進課
佐野休日・夜間緊急診療所運営支援事業	日曜・祝日及び夜間における急患の診察を行う佐野休日・夜間緊急診療所の運営費補助を行うことにより、医療体制の推進を図ります。	医療保険課
両毛救急医療圏二次救急医療推進事業・両毛救急医療圏二次救急医療参画事業	第二次救急医療及び小児二次救急医療体制の推進を図ります。事業の実施にあたっては、足利市と共同で行います。	医療保険課
佐野休日歯科診療所運営支援事業	佐野休日歯科診療所の運営補助を行うことにより、休日における歯科診療の不安の解消を図ります。	医療保険課
食育推進事業	保育所や学校給食への取組の充実（旬を知る、安全な食材、地場野菜の導入）を始め、食に関する学習や情報提供に取り組みます。また、妊産婦には各教室等で食生活の改善に向けた学習の機会や情報提供に努めます。	農政課

## 基本目標 3 子どもの個性と創造性を育む環境整備

### 1 家庭教育力の向上

#### 現 状

核家族化の進展などを背景に、子育ての場である家庭での養育力（子育て力）の低下が問題となっていることから、家庭での子育て力が向上するよう支援するとともに、学校教育や公民館事業を通じて、親子が地域と接する交流機会の充実を目指します。

また、子どもたちの健やかな成長を支援していくため、地域社会全体で子どもを育てる観点から、学校・家庭・地域による相互連携を更に強化していくことが求められています。

本市では、子どもをもつ全ての保護者等を対象とした「わくわく子育て教室」、「わくわく子育てお出かけ講座」を実施し、子育ての不安を軽減し、家庭教育について学習する場を提供しています。今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、地域社会全体が関わりを持ちながら子どもと親を育てる取組を進める必要があります。

#### 施策の方向性

##### （１）家庭教育講座の充実

保護者に対し、家庭教育に関する学習の重要性の周知を図り、意識の啓発を図るとともに、引き続き家庭教育講座を実施します。研修会・講演会等により子どもの発達の段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供の充実を図ります。

##### （２）親子のふれあい事業

親子セミナー等を通じて、保護者が子どもの行動や悩みを把握し、家庭教育等に活かすことの大切さを学ぶ機会を提供し、健全で充実した親子関係、家庭環境の育成を図ります。

## 2 次代の親の育成の推進

### 現 状

児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、意欲的に学習したり、自ら判断し行動できる「生きる力」や、他人を思いやり、命の大切さに気付く「豊かな心」などを学ぶために、より一層の体験学習を充実させる必要性があります。

特に、子どもたちが次代の親としての自覚と正しい知識をもち、望ましい家庭を築くことができるよう、それぞれの発達段階に応じた教育や啓発の機会を充実していくことが重要です。

本市では、中学生マイ・チャレンジ（職場体験）事業やボランティア活動、乳幼児とのふれあいなど、社会の一員や親となるための様々な体験活動を実施しています。

### 施策の方向性

#### （１）中・高校生への啓発の推進

保育所、児童館等での中・高校生と乳幼児とのふれあい体験等を通じて、家庭の大切さや子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもが社会の一員として、自覚と責任をもって行動できる社会性を育むための取組を推進します。

#### （２）家庭教育との連携支援

生命の誕生や子育てについて理解を深めることや、高齢者や障がい者など多くの人とのふれあいを通じ、家族や他人を思いやる心を培うなど、豊かな人間性を育む教育を推進します。

### 3 生きる力を育む学習環境の整備

#### 現 状

国際化や情報技術等の進展が著しい中、これからの教育は、社会変化に対応することができるよう、子どもたちの思考力、判断力、表現力などを育成することが求められています。

これまでも基礎学力の向上や体力づくり、健康づくり、豊かな個性の育成、心の教育などに重点を置き、各種体験学習を推進してきましたが、今後も、児童生徒の個性や能力を伸ばすとともに、意欲的に学習したり、自ら判断し行動できる「生きる力」や、他人を思いやり、生命の大切さに気づく「豊かな心」の育成に加え、スクールカウンセラーなどの活用による児童生徒の心のケアも引き続き行っていく必要があります。

また、地域との連携のもとで、特色ある学校づくりを行うとともに、体験学習や部活動への協力も得ています。更に、老朽化した学校施設の改修や時代、社会の変化に対応した施設設備の整備を行っています。

#### 施策の方向性

##### (1) 確かな学力と健やかな身体の育成

少人数指導、外部人材活用などによる多様なプログラムなどを積極的に取り入れることにより、学校教育におけるきめ細かな指導を進め、児童生徒に確かな学力を身に付けさせるとともに、体力の向上と心身の健康の保持増進に努め、健やかな身体の育成を図ります。

また、学力向上・体力向上・心の教育を推進するため、小中一貫教育を推進します。

##### (2) 豊かな心の育成

子どもの感性や好奇心、探究心を醸成する様々な遊びや学びのプログラムに参加できる場や空間を設けることにより、体験の中で自らの力を磨き、他人を思いやり、尊重できる豊かな心を育成します。

また、学校教育全体における道徳教育の重要性を踏まえ、道徳科はもとより、自主的な読書活動やあいさつ、職場体験学習などを通じて積極的な取組を進め、生命を尊重する心、規範意識や社会性を育みます。

##### (3) 社会からの支援

親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じており、親としての自覚がない人、子育てに自信のない母親、サポートしない父親など、家族の結び付きが希薄になり、親子のふれあいが減少しています。こうした中、家庭での教育を支援するため、子どもたち一人一人が人間としてかけがえのない存在であると実感しながら家庭で生まれ、家庭や社会の一員として他者との適切な関係を築くことができるよう、保護者と子どもに身近で関わる人を対象とした学習機会や情報の提供を行います。

## 4 信頼される学校づくり

### 現 状

児童生徒数の減少や多様化する学習ニーズに対応するため、特色ある学校づくりにより、活気ある学校運営を図ることが求められています。

そのためには、学校だけでなく、家庭や地域がそれぞれの役割を担いながら連携し、学校を支える体制づくりが必要です。

更に、児童生徒や保護者の信頼と期待に応えるために、学校自らが教育活動や学校運営を評価・公表し、開かれた学校づくりに努めることも重要です。

### 施策の方向性

#### (1) 信頼される学校づくり

学校の自己点検、自己評価や評価結果の公表、学校評議員制度の活用等により、保護者や地域社会との連携を深めます。

また、教職員が自ら、指導力と人間性を高め、学校・家庭・地域が一体となって、子どもとの心のふれあいを大切にした教育活動の展開を図ります。

#### (2) 教育指導内容の改善

教育課程や指導方法の改善や充実によって、児童生徒の興味や関心、学習の過程に対応するとともに、一人一人の特性に応じた指導を推進し、ゆとりある学習生活を送れるよう、児童生徒の個性を尊重した教育の実現を図ります。

### 現 状

生活利便性の向上や生活形態の変化による日常生活における体を動かす機会の減少等により、近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの2極化が顕著に認められるとされています。

そのため、学校における体育の授業だけでなく、家庭や地域におけるスポーツ活動への取組が必要となっています。

また、学校における運動部活動は、児童生徒の豊かな人間性を育むとともに、体力の向上に大きな役割を果たしていますが、専門的な顧問教員など、人材の確保が課題となっています。

体が形成される時期における競技力の向上やスポーツへの関心を高めるとともに、子どもが日常生活を健康的に営むことができるよう、生活習慣の改善や指導など、生活リズムを整える取組が重要となります。

### 施策の方向性

#### (1) 地域におけるスポーツ活動の推進

子どもの体力が低下傾向にある中、子どもがスポーツに親しむことで主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、地域でのスポーツ活動の推進や町会運動会の開催奨励など、様々な取組に対して支援を行います。

また、子どもたちの多様なスポーツニーズに応えるため、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等と連携し、スポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。

#### (2) スポーツ指導者の育成、活用

各種競技のスポーツ指導者への研修会を実施するとともに、スポーツ指導者を体育協会やスポーツ推進委員等と連携しながら必要に応じて派遣を行うなど、スポーツ活動の推進を図る人材の育成及び活用を行います。

#### (3) 子どもスポーツ大会、教室等の開催

子どもがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心身の健全な育成を図るため、各種スポーツ大会やスポーツ教室を充実させるとともに、新しいスポーツ・レクリエーション種目の紹介を行うなど、気軽にスポーツを楽しみ体験する機会や交流の場づくりを進めます。

## 6 子どもの芸術文化活動の支援

### 現 状

芸術や文化活動は、子どもが心身ともに健やかに成長していくために必要であり、地域の文化に触れる機会があれば、心豊かに生活がすることができるようになり、潤いやゆとりをもつことが期待できます。

本市では学校教育に地域の歴史文化に関する事業等を取り入れ、郷土への愛着を育てています。

今後も、こういった郷土の文化を後世に伝えていく心を育むために、より多くの子どもが本市の歴史や伝統文化に触れる機会を増やしていく必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 学習・体験機会の提供

佐野市文化会館、佐野市郷土博物館、佐野市立吉澤記念美術館等で行われる様々な文化的イベントや地域社会の文化的資源を活用し、子どもたちが芸術・文化に接する機会や、様々な人との交流など、体験しながら豊かな感性や創造性を育む機会を提供します。

#### (2) 自主的な活動、発表機会の提供

佐野市文化会館において、音楽、演劇等の自主上演、また、市内の小・中・高等学校合同の音楽祭の実施など、子どもの文化活動に対して、自主的な創作発表の場や機会を提供し、振興を図ります。

#### (3) 図書館サービスの充実

身近な学習拠点として、子どもたちの創造性を育むとともに、健やかな成長を促す読書活動を推進するため、子ども向け図書の充実を図ります。

また、図書館の利用体験やおはなし会、学校への読み聞かせ訪問などの各種行事や子ども読書活動を通じて、子どもが本に親しむ機会の提供に努めます。

### 現 状

近年の国際化の進展に伴い、人・物・情報が国境を越えて行き交う大交流時代が到来する中、優れた国際感覚と異文化に対する受容性が求められています。

本市では、次代を担う中学生の相互交流を中心に教育文化、スポーツなど広範な分野で姉妹都市との市民交流が定着しており、今後も相互の文化に対する理解と友好の促進を図りながら発展させる必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 友好都市交流の推進

国内外の姉妹都市等との交流を図り、異なる風土や文化に接することは、子どもにとって自主性や社会性を育むうえで有意義であることから、小中学校間の交流事業を始め、友好都市を相互訪問するホームステイ事業等を推進します。

#### (2) 国際化に対応できる子どもの育成

子どもたちが外国の生活習慣や文化等を理解できるよう、海外の学校と交流を深めるとともに、情報提供や学習会の開催により、留学生を始めとする外国人と接し、交流できる機会づくりを行うことで、相互理解を深め、世界的視野を広げるような取組を進めます。

また、外国人児童生徒が日本の生活習慣や学校生活にスムーズに適應するための取組についても進めていきます。

### 現 状

子どもの健全な成長には、自らの主体的な判断により的確に解決する能力や他人を思いやる心、たくましく生きるための健康な身体が必要です。そのためには、家庭や学校だけではなく、地域の役割が重要となっています。

地域での活動や世代間交流を図ることによって、子どもが地域に関わっていく体制を作る必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 地域活動の支援

子どもが地域社会の一員としての自覚や社会性を身に付けるため、地域におけるボランティア活動を始め、環境学習や環境保全の実践活動、祭りや地域行事への参加など、子どもの自主的な活動を支援し、活動の輪を広げます。

また、子どもが地域の施設等で高齢者や障がい者と交流し、ボランティア体験を行うなど地域活動の機会を設けます。

### 【基本目標3 子どもの個性と創造性を育む環境整備に特に関連する事業】

関連事業名	施策の内容	担当課
家庭教育推進講座開催事業	子どもをもつ保護者等を対象に、家庭における教育力の向上を目指し、家庭教育に関する講座や情報提供、研修会を開催します。	生涯学習課
公民館親と子の交流活動事業	子どもの情操を豊かにし、心身の健全な成長を図り、親子の心の交流と連帯を深めるため読書活動、各種学習のグループ活動を行います。	公民館管理課
中学生マイ・チャレンジ（職場体験）事業	中学2年生が地域の事業所等において、3日間の職場体験等を行い、地域の人々とのかかわりを主とした社会体験活動を行います。	学校教育課
海の自然体験活動推進事業	主に小学校5年生が栃木県立とちぎ海浜自然の家を利用して自然の中で2泊3日の集団宿泊学習を行い、心身の調和のとれた健全な児童の育成を図ります。	学校教育課
小中学校特別非常勤講師配置事業	小中学校の教科等に関する専門的知識・技能を有し、教育に熱意のある講師を配置し、教員と協力しながら、教科、道徳、小学校における英語活動の授業を行い、知識や技能の向上や豊かな人間性を身に付けるための支援をします。	学校教育課
外国青年英語指導助手指導事業	外国青年英語指導助手（ALT）が各小中学校を訪問し、日本人教師と共同で英語の授業を行うことにより、児童生徒の興味・関心を高め、「聞く」「話す」などの英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。	学校教育課
さわやか教育指導員配置事業	佐野市における心の教育推進事業の一つとして、小中学校に教育指導員を配置し、不安や悩みを抱えた児童生徒や特別な教育的支援が必要な児童生徒に対し、教育相談や学校での活動の支援を通して、健全な心の育成や特別支援教育の充実を図ります。	学校教育課
さわやか健康指導員配置事業	佐野市における心の教育推進事業の一つとして、小中学校の児童生徒の心身の健康にかかわる問題や保健教育活動全般にわたり、養護教諭の補助的な役割を担う健康指導員を配置して、保健教育活動の一層の充実を図ります。	学校教育課
心の教室相談員活用事業	児童生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレス等を和らげることのできる第三者的な存在となり得る心の教室相談員を市内の小中学校に配置し、児童生徒が心のゆとりをもてるような環境をつくります。	教育センター
子ども会ジュニアリーダー研修会開催事業	子ども会において中心的な役割を担う小学校5・6年生を対象に、集団での宿泊生活や野外体験等を通して、ジュニアリーダーとしての知識や技術を学ぶことにより、子ども会活動の活性化と進展を図ります。	生涯学習課
コミュニティ・スクール推進事業	佐野市教育委員会が指定した学校に、学校評議員を一步進めた学校運営協議会委員を来年度から順次配置し、当該校の学校運営方針等の達成のために必要な支援に関する協議を行い、学校と地域が連携・協働して課題解決に向け取り組むことで、地域とともにある信頼される学校づくりを推進します。	教育総務課
学校評議員制度推進事業	小中学校ごとに、校長の推薦により学校評議員を5人～7人配置します。学校評議員は、当該学校の教育目標、教育課程、教育活動、地域との連携等学校運営に関する事項について、校長の求めに応じて意見を述べ、知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進を支援します。	教育総務課

関連事業名	施策の内容	担当課
スポーツ教室開催事業	子どもから成人までを対象にスポーツに親しむ機会と交流の場を提供し、青少年の健全育成および健康増進を図ります。	スポーツ立市推進課
作原野外活動施設指定管理事業	スポーツやレクリエーションを通して、市民の健康と体位の向上並びに青少年の健全育成をはかる施設として開設します。	生涯学習課
アストロカー管理運営事業	天体観測車アストロカー「シリウス」を活用して、児童館やこどもの国、育成会のイベント等において、天体観測会（太陽黒点・月や星座など）を実施します。	こども課
子どもふれあい文化芸術事業	子どもたちの豊かな心を育むため、アウトリーチ事業（市内小学校への訪問事業）を行い、間近で本物の音楽や美術等に触れる機会を提供します。	文化立市推進課
全国大会等出場者支援事業	本市の芸術文化活動の充実を図るため、全国大会等に出場する個人・団体に奨励費を交付し、小学校、中学校及び高等学校の文化部活動を奨励します。	文化立市推進課
図書館等指定管理事業	おはなし会をはじめ、様々な行事をとおして、読書のきっかけをつくり、読書習慣の育成を図ります。また、読書をとおして子どもの豊かな感性を育てます。	生涯学習課
郷土博物館学校利用推進事業	市内の小学校3・4・6年生が、学習進度に合わせて郷土博物館の展示資料を見学し、学習の効果を高めるとともに、郷土に対する理解を深めます。	郷土博物館
日本語教室事業	佐野小学校内に佐野市日本語教室を設置し、外国人児童生徒が日本の生活習慣や学校生活にスムーズに適応できるように指導・支援するとともに、母国の文化や言葉、歴史などに誇りがもてるよう、日本の児童生徒に紹介する機会の設定、個人面談等を行います。	学校教育課
ランカスター市中学生相互交流事業	姉妹都市であるアメリカ合衆国ペンシルバニア州ランカスター市と中学生の派遣及びホームステイでの受け入れを行い、両市の友好交流の促進と国際教育の充実を図ります。	学校教育課
佐野・芦屋青少年交流事業	茶釜の産地として共通の文化をもつ福岡県芦屋町と本市の青少年が、様々な交流を通して互いの文化や歴史を学ぶとともに、社会性・協調性を養います。	生涯学習課
三世代交流事業	三世代交流グラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会、輪投げ大会、ゲーム大会、運動会などを通して、子どもと高齢者との交流を図り、子どもの敬老意識の醸成を図ります。	いきいき高齢課

## 基本目標 4 子どもにやさしい安全・安心なまちづくり

### 1 安心して子育てができる生活環境の整備

#### 現 状

道路や公園、交通機関、公共施設など、子どもや子ども連れの家族を始め、誰もが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。少子化の時代にあって、都市施設の整備ばかりではなく、まちづくり全般において子どもの視点、子育て家庭の視点での取組が必要となります。

#### 施策の方向性

##### (1) 公園等の整備

安全な遊具の設置や子どもにとって魅力ある公園や緑地の整備を行い、子どもが仲間づくりや遊びを通じて自主性や社会性を育む場所の充実を図ります。

##### (2) 子ども・子育て家庭にやさしい店舗・公共施設の確保

気軽に乳幼児を連れて外出できるよう、おむつ替えや授乳のできる場などを提供してくれる店舗の確保を図ります。また、乳幼児連れの人が多く利用する公共施設については、利用者の視点に立って、ベビーベッドや授乳室の設置など、子育て家庭に配慮した施設整備を図ります。

## 2 犯罪・交通事故等のない安全なまちづくりの推進

### 現 状

子どもを安心して健やかに育むためには、子育てを支援する生活環境の整備や安全の確保に向けた取組が重要です。近年では、子どもが被害者となる事件や事故が多発しており、子どもの安全性の確保が重要課題となっています。

生活環境の整備については、これまでも取組を進めてきたところですが、子どもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくし、安全で安心して暮らすことができるように、関係機関や地域住民との連携を密にし、子どもの安全を地域全体で見守る仕組みづくりに一層取り組む必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) 安全施設等の設置

子どもが交通事故や犯罪等の被害にあわないように、歩道やカーブミラーなどの交通安全施設を整備するなど、子どもの通行に対する安全確保の充実を図ります。

#### (2) 交通安全活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校などが連携、協力する体制を強化し、子ども及び子育て家庭を対象とした参加型の交通安全教育及びチャイルドシートについての普及啓発活動を積極的に展開するとともに、PTAや学校で安全マップを作成し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

#### (3) 防犯活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、地域において、PTA等の学校関係者や防犯ボランティアなどの関係団体に対し、地域安全情報メールや子どもに関する犯罪の発生状況の伝達、危険な場所等の地域安全情報等の提供、共有化に取り組みます。

また、子どもの緊急避難場所となる「こども110ばんの家」の拡大等、青少年を守る会、防犯協会等の関係団体が行う自主防犯活動を支援するとともに、学校・園内外の安全対策の強化を図り、地域や関係団体と連携した犯罪防止対策に取り組みます。

#### (4) 不慮の事故防止対策の推進

乳幼児の死亡原因の上位を占める誤飲、溺水、転落、やけどといった不慮の事故を未然に防ぐため、乳幼児健康診査などの場において、子どもの発達の段階に応じた事故防止対策の啓発を行い、関係機関と連携した事故防止及び適切な応急処置に関する教育・情報提供の推進に取り組みます。

### 3 子どもを取り巻く有害環境対策などの推進

#### 現 状

情報化社会の進展などにより、テレビやインターネット、コンビニエンスストア、自動販売機など身近な場所で様々な情報を比較的容易に入手することができるようになった反面、携帯サイトなどを通じた犯罪も横行し、子どもが被害者となることが危惧されます。

こうした環境から子どもを守るため、情報教育の実施に努め、子どもへの注意や教育を行うほか、環境浄化活動の推進など、家庭、学校、地域社会、行政が連携し、子どもが健全に育つ環境整備に努めています。

また、情報技術の進歩に伴い、有害な情報や犯罪の手口はより巧妙化、複雑化しているため、有害環境から子どもを守る技術や教育も日々改善していく必要があります。

#### 施策の方向性

##### (1) 有害環境対策の推進

性や暴力等に関する有害図書類や有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念されることから、行政関係機関、P T A等の地域住民が連携、協力して実態を調査し、関係業界に対する自主規制の働きかけなど浄化活動を促進し、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

##### (2) 非行等の問題行動対策の推進

子どもの健全な育成に向けて、飲酒や喫煙、薬物乱用の防止のための啓発活動を推進します。また、子どもの生活実態を把握し、問題行動を早期に発見して的確に対応するため、学校、青少年育成指導員・少年補導員等関係機関の連携を密にし、街頭補導、相談等の活動を推進します。

**【基本目標 4 子どもにやさしい安全・安心なまちづくりに特に関連する事業】**

関連事業名	施策の内容	担当課
農村公園維持管理事業	農村居住者の健康増進と憩いの場を提供するため、また子どもが安心して遊べるよう、遊具の安全点検や清掃等の維持管理を行います。	農山村振興課
公園維持管理事業	公園で子どもが安心して遊べるよう、遊具の安全点検や施設点検を行います。	都市整備課
交通安全教育事業	市民の交通安全思想の高揚を図るため、交通教育指導員を配置し、市内保育園等で交通安全教室を開催します。	交通生活課
交通指導員設置事業	児童の登校時の安全確保のため、市内通学路に交通指導員を配置します。	交通生活課
交通安全施設等整備事業	児童等の交通安全のため、カーブミラー・区画線・ガードレールを整備します。	道路河川課
通学路安全対策事業	学校から報告された通学路における交通、防犯、防災に関する危険箇所について、点検や現状把握、対策の検討を行う佐野市通学路安全対策連絡協議会を運営することで、安全なまちづくりを推進します。	教育総務課
青少年健全育成市民啓発事業	青少年健全育成強化月間にあわせ、他の団体と連携・協力し、街頭啓発活動を中心に青少年健全育成啓発を実施し、市民の意識高揚を図ります。	少年指導センター
街頭補導実施事業	少年補導員による街頭補導活動や青少年を取り巻く環境の浄化活動により、青少年の非行防止及び非行の早期発見に努めます。	少年指導センター

## 基本目標 5 子どもの人権擁護の推進

### 1 人権教育の推進

#### 現 状

子どもを取り巻く環境は、都市化や核家族化の進展、めまぐるしく進歩する情報化社会の中で、家庭や地域社会における子育て機能の低下等が進み、一層厳しさを増しています。その結果、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える虐待や子どもが巻き込まれる事件等が後を絶ちません。

弱い立場にある子どもは単に保護・指導の対象としてとらえるのではなく、基本的人権の権利主体であることを理解し、人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。未来を担う子どもが健やかに育つ環境づくりを、大人の責務として果たしていく理念を社会全体が一体となって推進していくことが必要です。

全ての子どもたちが安心して育ち、守られ、社会の一員として生活するための基本的な生存、発達、保護、参加を保障する「児童の権利に関する条約」の普及・啓発が求められています。

#### 施策の方向性

##### (1) 子どもの権利条約の普及・啓発

大人から育児放棄や暴行、虐待などを受けることなく、子どもとしての権利が保障されるよう「児童の権利に関する条約」を普及するとともに、子どもの意見が反映される社会づくりなど、子どもが子どもとして育つ権利が確保されるよう、引き続き啓発を行っていきます。

また、人権に関する講座やセミナーの開催等、あらゆる機会をとらえて子どもの人権に関する啓発を行うとともに、子どもたちの自尊感情を育みながら、豊かな人間関係づくりを目指す人権教育を推進します。

##### (2) 社会的養育の推進

子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でない場合には、児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を図ります。

## 2 いじめ・不登校などへの対応

### 現 状

少子化や核家族化の進行により希薄になっていく人間関係の中で、生命の尊重、他人への思いやり、倫理観や正義感などの弱まりが見受けられ、犯罪やいじめ・不登校などが社会問題となっています。

本市では、いじめ問題に関しては「佐野市いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進を図っています。

子どもの精神的苦痛を軽減して、立ち直りを支援し、心身の健全な発達と自立を促していくために、スクールカウンセラーを活用した継続的なカウンセリングや保護者に対する助言等、相談体制の充実を図る必要性があります。また、義務教育卒業後、社会や地域になじめないことから、学業に就かず生業を持たない子どもに対しても、関係機関と連携し、継続的な支援を行う必要があります。

### 施策の方向性

#### (1) いじめや不登校に対する相談・支援体制の整備

不登校に悩む子どもの居場所づくりや引きこもりがちな子どもへの訪問指導の実施、また、いじめや不登校などの様々な悩みに対し、家庭や学校において子どもや保護者が気軽に相談できる支援体制の充実を図ります。

#### 【基本目標5 子どもの人権擁護の推進に特に関連する事業】

関連事業名	施策の内容	担当課
人権教育研究会運営事業	人権教育研究指定校を指定し、学校教育における人権教育の在り方を研究します。その研究成果を市内小中学校に発表し、各学校の人権教育の充実を図ります。	学校教育課
集会所子ども学習会開催事業	小・中学生を対象に基礎学力の向上、科学的、合理的な見方、考え方を育て、人権尊重の精神を培い、心の豊かさと自主的な行動力の育成を図ります。	生涯学習課
人権学習講演会開催事業	子どもの人権と虐待問題を考え、支援・援助することの大切さについて啓発を行います。	生涯学習課
スクーリング・サポート事業	教育センターにスクーリングサポーターを配置し、不登校児童生徒及び特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援を行います。	教育センター
教育相談事業	幼児及び児童生徒の心身の健全な育成を図るため、教育上の問題や悩みをもつ児童生徒及び保護者等を対象に教育相談を実施し、問題解決への援助を行います。	教育センター

---

## 第6章 計画の推進

---

### 1 計画の推進体制

本計画は、一人一人の子どもが健やかに成長できる環境づくりに向けて、社会全体で取り組んでいくための計画です。

本計画の推進にあたっては、行政が子ども・子育て支援の質・量を充実させるとともに、家庭、学校、地域などが、それぞれの役割を担いながら緊密な連携と協力を図っていくことが必要です。

そのため、こども課が事務局となり、「佐野市子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課や各種団体・関係機関等と連携し、計画の進行管理をしていきます。

また、庁内の推進体制として、各施策・事業の現場担当者等で構成する部門横断的な進行管理会議の設置も視野に入れ、各部署間の情報共有と有機的な連携に努めます。

### 2 計画の進捗管理

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、進行管理事業等の施策・事業の実績などを用いて実施し、取組の改善につなげていきます。

また、5年間の計画期間の最終年度には、総括的な評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

## 資料編

### 1 策定経過

年月日	事 項	主な内容等
平成 30 年 11 月 28 日	第 1 回子ども・子育て支援確 保方策検討部会	・ニーズ調査の調査票について
12 月 5 日	第 1 回子ども・子育て支援事 業計画策定庁内検討委員会	・ニーズ調査の実施について
12 月 19 日	第 2 回子ども・子育て会議	・「第 2 期佐野市子ども・子育て支援事業 計画」の策定における利用希望把握調 査（ニーズ調査）について
12 月 27 日	第 2 回子ども・子育て支援確 保方策検討部会	・第 2 回子ども・子育て会議での意見を 踏まえたニーズ調査票（案）について
12 月 28 日	第 2 回子ども・子育て支援事 業計画策定庁内検討委員会	・ニーズ調査票の作成について
平成 31 年 2 月 7 日から 2 月 21 日	ニーズ調査の実施 （子育て支援に関するアン ケート調査）	・就学前児童保護者調査票、小学生児童 保護者調査票の 2 種類の調査票を作 成し、調査を実施。
令和元年 6 月 19 日	第 1 回子ども・子育て支援事 業計画策定庁内検討委員会	・「第 2 期佐野市子ども・子育て支援事業 計画」の骨子案について ・「第 5 章 次世代育成支援施策の取組」 について
7 月 10 日	第 1 回子ども・子育て会議	・「第 2 期佐野市子ども・子育て支援事 業計画」の策定について
8 月 9 日	第 1 回子ども・子育て支援確 保方策検討部会	・子ども・子育て支援施策における「量 の見込み」と「目標事業量」について
9 月 30 日	第 2 回子ども・子育て支援確 保方策検討部会	・子ども・子育て支援施策における「量 の見込み」と「確保方策」について
10 月 9 日	第 2 回子ども・子育て支援事 業計画策定庁内検討委員会	・第 2 期佐野市子ども・子育て支援事業 計画（案）について
10 月 23 日	第 2 回子ども・子育て会議	・第 2 期佐野市子ども・子育て支援事業 計画（案）について
10 月 25 日	第 3 回子ども・子育て支援事 業計画策定庁内検討委員会	・第 2 回子ども・子育て会議での意見を 踏まえた第 2 期佐野市子ども・子育て 支援事業計画（案）について
令和 2 年 2 月 19 日から 3 月 19 日	パブリック・コメントの実施	・市民からの意見等の募集

## 2 佐野市子ども・子育て会議条例

### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定に基づき、佐野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

### (所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 児童福祉法第8条第3項に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて、児童の健全育成及び子育ての支援に関する事項を調査審議すること。

### (組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 労働者を代表する者
- (7) 関係行政機関の職員

3 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則 (平成29年3月13日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(佐野市児童福祉推進協議会条例の廃止)

- 2 佐野市児童福祉推進協議会条例(平成17年佐野市条例第281号)は、廃止する。

### 3 佐野市子ども・子育て会議委員名簿

No.	選任区分	氏名	団体名等	備考
1	1号該当委員	小竹 仁美	佐野日本大学短期大学	
2		柳川 悦子	佐野市医師会	
3		木村 久雄	佐野市議会	
4	2号該当委員	奥村 美佐子	佐野市子ども会連合会	
5		小早川 房平	佐野市町会長連合会	
6		菰原 政夫	佐野市民生委員児童委員協議会	
7		橋本 喜美子	男女共同参画ネットワークさの	
8		半谷 昌弘	足利人権擁護委員協議会佐野部会	
9	3号該当委員	小林 研介	佐野市幼稚園連合会	会長
10		長谷川 一宏	佐野市民間保育園連絡会	副会長
11		中山 昌樹	認定こども園代表者	
12		久富 直樹	佐野市学童保育連絡協議会	
13		七原 耕一	地域型保育事業者	
14	4号該当委員	亀井 千穂	佐野市幼稚園PTA連合会	
15		島田 英幸	民間保育所保護者会	
16		早房 弘太	認定こども園保護者会	
17		山崎 洋介	佐野市小中学校PTA連絡協議会	
18	5号該当委員	塚越 恒美	佐野商工会議所	
19	6号該当委員	宮沢 知也	連合栃木わたらせ地域協議会	
20	7号該当委員	渋江 隆夫	佐野市小中学校長会	

敬称略

※「選任区分」は、佐野市子ども・子育て会議条例第4条第2項各号に基づく区分。

## 4 佐野市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 佐野市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定又はその変更にあたり、市が策定する計画との整合を図り、及び佐野市子ども・子育て会議条例（平成25年佐野市条例第22号）第1条に規定する佐野市子ども・子育て会議からの提言を検討するため、佐野市子ども・子育て支援事業計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、事業計画又はその変更の原案を作成し、これを市長に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長はこども福祉部長を、副委員長はこども課長及び保育課長を、委員は別表第1に掲げる職員をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める順序でその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

### (部会)

第6条 委員会は、子ども・子育て支援事業に係る専門的事項について調査研究をするため、子ども・子育て支援確保方策検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長はこども課長を、副部会長は保育課長を、部会員は別表第2に掲げる職員をもって

充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、こども福祉部こども課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年6月17日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

政策調整課長 財政課長 行政経営課長 市民活動促進課長 危機管理課長 環境政策課長  
人権・男女共同参画課長 交通生活課長 社会福祉課長 障がい福祉課長 家庭児童  
相談室長 医療保険課長 いきいき高齢課長 健康増進課長 産業立市推進課長 農政課  
長 農山村振興課長 文化立市推進課長 観光立市推進課長 スポーツ立市推進課長 都  
市計画課長 都市整備課長 道路河川課長 教育総務課長 学校適正配置課長 学校教育  
課長 教育センター所長 学校給食課長 生涯学習課長 郷土博物館長 葛生化石館長  
葛生伝承館長 吉澤記念美術館長 公民館管理課長

別表第2 (第6条関係)

政策調整課政策調整係長 財政課財政係長 行政経営課行政経営係長 こども課こども育  
成係長 家庭児童相談室家庭児童相談係長 保育課事業係長 保育課保育係長 健康増進  
課母子保健係長



## 第2期佐野市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 佐野市

編集 佐野市こども福祉部こども課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

T E L 0283-20-3023

F A X 0283-24-2708

E-mail [kodomo@city.sano.lg.jp](mailto:kodomo@city.sano.lg.jp)

U R L <http://www.city.sano.lg.jp>

